

点検評価ポートフォリオ 長野県立大学

2024 年 5 月

はじめに

長野県立大学は、長野県短期大学（1950年開設）を前身として、新たな公立4年制大学として「リーダー輩出」、「地域イノベーション」、「グローバル発信」という3つの使命を掲げ、2018年4月に開学した。開学時にはグローバルマネジメント学部グローバルマネジメント学科、健康発達学部食健康学科、健康発達学部こども学科の2学部3学科を設置している。「長野県の知の礎となり、未来を切り拓くリーダーを輩出し、世界の持続的発展を可能にする研究成果を発信することで、人類のより良い未来を創造し、発展させる大学をめざす」ことを教育理念とし、2年次全員参加の海外プログラムをはじめとする先進的な学びの実践により、グローバルな視野で未来を切り拓き、地域を創生できるリーダーの育成に取り組んできたところである。

また、2022年4月には新たにソーシャル・イノベーション研究科ソーシャル・イノベーション専攻（専門職大学院）と健康栄養科学研究科健康栄養科学専攻の2研究科2専攻を開設した。急速に変化を続ける現代社会において、世界の潮流を見極め、様々な地域課題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、大学が持つ教育・研究機能のさらなる充実・強化を通じて、より高度な専門性を備えた人材を育成することが求められることから、地域課題の解決に取り組むリーダーを育成するため新たな大学院を設置した。

2018年の開設以後、本学は、各学部・学科の教員を構成員とする自己点検委員会を設置し、毎年度の業務計画を一覧にした「管理表」を用いて教育研究活動のPDCAサイクルを視覚化してきた。点検・評価のプロセスとしては、①毎年度の初めに、前年度の計画に対する進捗状況・達成状況の確認・評価を各項目の業務を担当する部署が行い、②自己点検委員会で全学的な視点での評価と改善が必要な項目の洗い出しや改善事項を整理し、③各学部長・学科長を構成員に含む学長等の

諮問機関である大学運営会議での審議を経て、④各担当部署にフィードバックし、当該年度中に各学部・学科・研究科レベルや教員レベルでの教育研究活動等の改善に向けた具体的な取組を行うように促している。このほか、毎年度、業務計画の進捗状況について「管理表」を活用して、中間段階で同様の自己点検・評価を行い、評価結果を学内へフィードバックし、教育研究活動の改善に活かしている。また、地方独立行政法人法に基づき長野県が設置する法人評価委員会により、毎年度、同法に基づく業務実績に対する客観的な評価も受け、教育・研究活動の改善に活かしてきたところである。

毎年度の自己点検・評価を積み重ねてきたところではあるが、今回の認証評価は本学開設以降初めての受審である。受審にあたっては、目の前の認証評価受審のためではなく、認証評価後も継続して大学自らが内部質保証を行えるための仕組みを構築することを重視し、大学が自発的に行う内部質保証の中心組織として2023年に内部質保証委員会を設置した。また、内部質保証をどのように進めるかを具体的に記載したアセスメントプランを策定し、自ら改善を行うためのデータをどのように集め、議論し、実践し、改善結果を測定するのかを定めた。

学長ならびに内部質保証委員会を中心に進めた今回の自己点検・評価の過程では、本学の特長として評価できる独自の取組がある一方で、各分野における課題が浮かび上がってきたところである。今回の受審でいただくご指摘も踏まえ、今後持続して教育・研究の質を維持、向上させるためのプロセスについて更なる改善を進めてまいりたい。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事（①大学）	8
（②大学院）	10
ロ 教員組織に関する事（①大学）	12
（②大学院）	14
ハ 教育課程に関する事（①大学）	16
（②大学院）	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「学修成果の可視化とFD・SDによる教育水準の向上【学習成果】」	37
取組み2 「グローバル人材育成に向けた海外プログラム」	38
取組み3 「外部資格試験TOEIC L&Rを指標とした英語教育の質向上」	39
取組み4 「1年次全寮制と初年次教育プログラムによる効果的な初年次教育」	40
取組み5 「学部・学科の特色に合わせたキャリア支援教育」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「CSIを中心とした地域貢献の推進と起業支援など特色ある学生支援に関する取組」	45
取組み2 「グローバルマネジメント学部における特色ある学生の課外活動及び地域貢献活動支援」	46
取組み3 「食・健康・栄養について学ぶ学生の特色ある学び（課外活動）及び地域貢献活動支援」	47
取組み4 「地域や社会の特性をふまえ、よりよい保育・子育て環境を計画し、実践できる力を育てる取組」	48
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

長野県立大学

(2) 所在地

長野県長野市三輪8-49-7

(3) 学部等の構成

学部 グローバルマネジメント学部、健康発達学部

研究科 ソーシャル・イノベーション研究科、健康栄養科学研究科

(4) 学生数及び教職員数 (2024年5月1日現在)

学生数：学部 1,032名、大学院 34名

専任教員数：74名

職員数：52名

(5) 理念と特徴

【理念】

長野県立大学は、長野県の知の礎となり、未来を切り拓くリーダーを輩出し、世界の持続的発展を可能にする研究成果を発信することで、人類のより良い未来を創造し、発展させる大学をめざす。

長野県立大学の使命自ら考え、自ら学び、主体的に行動し、成長する機会を世界に求め、世界中のイノベーターと出会い、グローバルな視野で未来を切り拓き、地域を創生できるリーダーを育てる。

【3つの使命】

①リーダー輩出

幅広い豊かな教養教育、実践重視の高度な専門教育、寮生活や海外研修などによる全人教育によって、新たな時代を担う様々な資質や能力を備えたリーダーを輩出する。

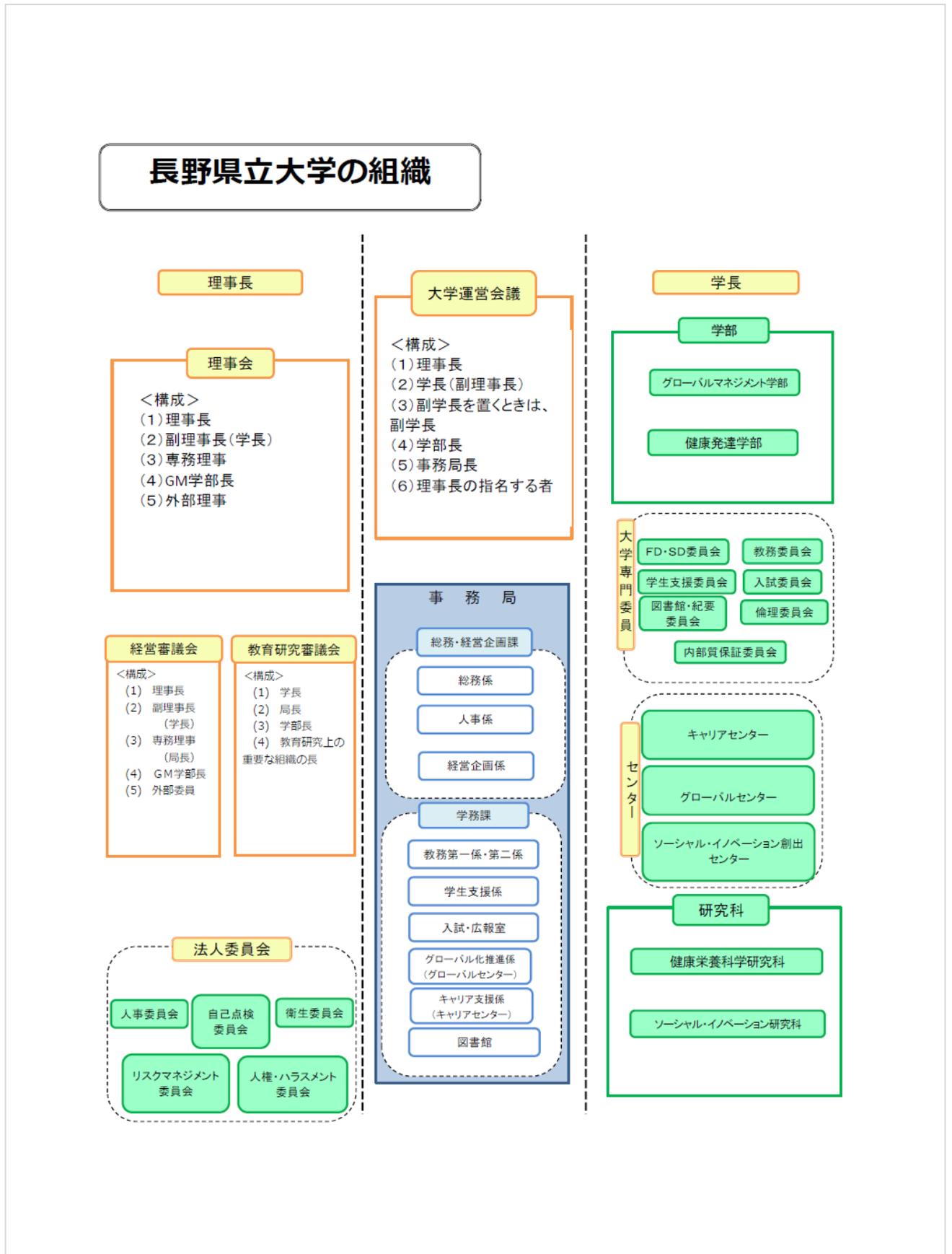
②地域イノベーション

長野県の豊かな自然や長い歴史・伝統を理解し、大切にすることを通して、県の産業・文化・生活を活性化する「知の拠点」となり、地域に開かれた大学、地域とともに歩む大学をめざす。

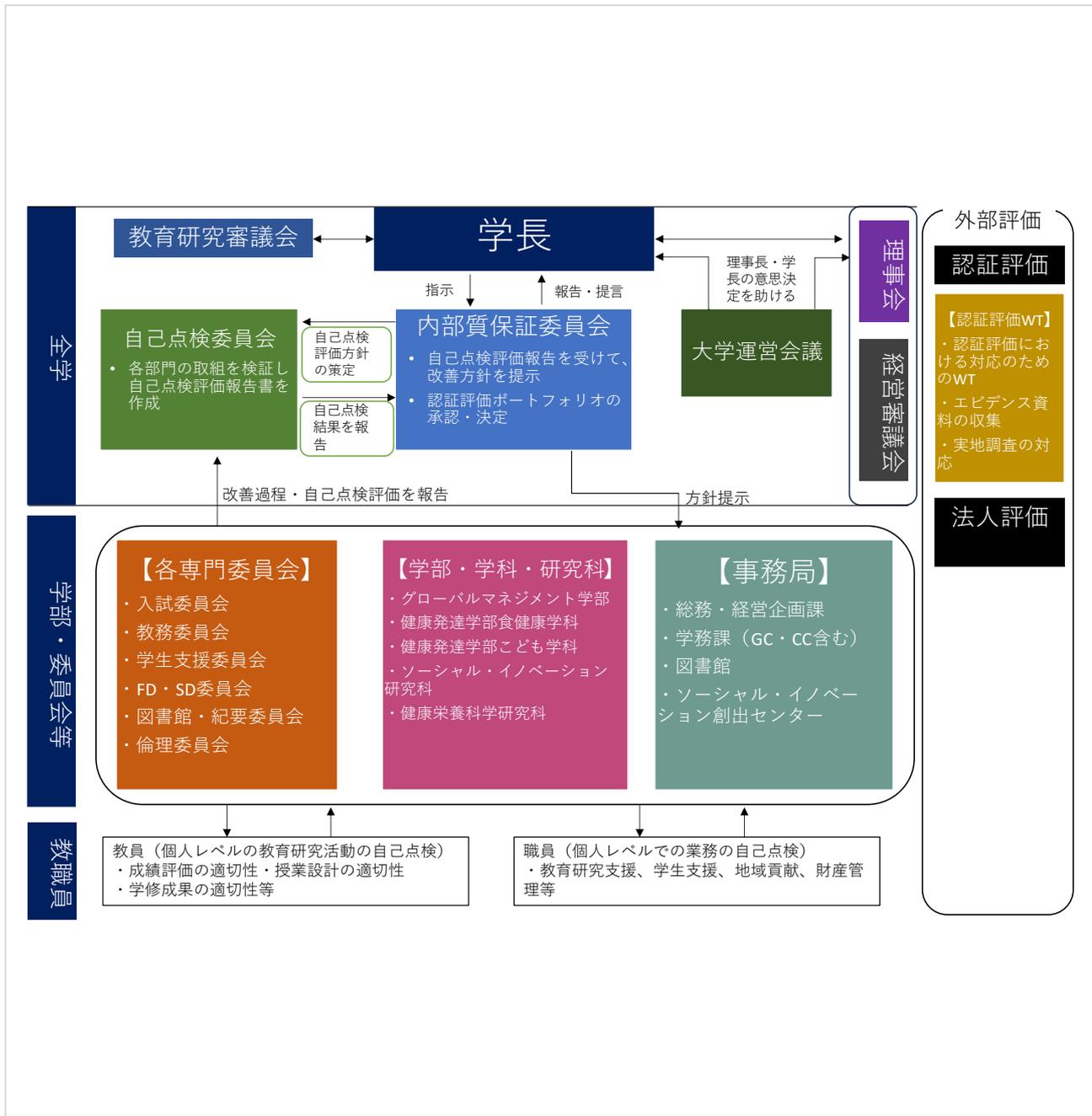
③グローバル発信

健全な批判精神をもち、先進的な研究はもとより、長野県の産業や文化を基盤とした学際的な研究を推進して、新たな知を創出し、その成果を地域に還元するとともに、長野から世界に向けて発信する。

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図



大学の目的

<学則に掲げる本学の目的>

(目的)

第1条 長野県立大学（以下「本学」という。）は、生きる拠り所となる深い専門性と幅広い教養を身に付けるとともに、豊かな人間性とグローバルな視野を持って、地域に貢献するリーダーを育成することをその目的とする。

<定款に掲げる公立大学法人長野県立大学の目的>

(目的)

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、地域を担う自立した人材を育成するとともに、研究の成果を地域に還元し、もって県民の生活及び文化の向上に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的 長野県立大学学則(以下、「学則」という。)は第1条で「長野県立大学(以下「本学」という。)は、生きる拠り所となる深い専門性と幅広い教養を身に付けるとともに、豊かな人間性とグローバルな視野を持って、地域に貢献するリーダーを育成することをその目的とする。」と大学全体の目的を定めている。 また、学則第2条に基づき学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を定め、ポリシーに掲げる能力を備えた人材を養成することを各学部・学科の目的としている。各学部・学科・専攻における教育研究上の目的は「長野県立大学「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程」に定める。</p> <p>2) 学部・学科組織 学則第5条に基づき、以下の2学部・3学科を置いている。 グローバルマネジメント学部 グローバルマネジメント学科 健康発達学部 食健康学科 健康発達学部 こども学科 また、それぞれの教育目標は以下のとおりである。 【グローバルマネジメント学部グローバルマネジメント学科】 グローバルな視野と果敢なリーダーシップを持ち、企(起)業家精神によって、将来、地域の資源・人材・組織を生かして事業創造に挑戦するビジネス・リーダー、社会や地域の課題解決に挑戦してその解決のための事業創造をする企(起)業家、公共サービスを立案・実行する地域社会のリーダーとなる人材を育成することを目標とする。 【健康発達学部食健康学科】 食を通じた健康に関する幅広い知見と、栄養学を中心とした食物(調理を含む。)や人の体に関する専門的知識・技術を併せ持ち、それらを総合的に理解して、倫理観やグローバルな視野も身に付けて他者と豊かなコミュニケーションを構築し、人々の健康やQOLの向上に寄与する食を通じた健康のプロフェッショナルとなる人材を育成することを目標とする。 【健康発達学部こども学科】 こどもがより良く育つための環境や教育についての広い識見を有し、グローバルな視野を持ちながら、地域の環境を生かした保育を創造するとともに、関係者と協働しつつ、保育や子育てをめぐる課題解決を図ることができる実践力と専門性を持ち、将来の保育・幼児教育のリーダーとなる人材を育成することを目標とする。</p>	<p>3) 収容定員【教務2・経営企画係】 収容定員については学則第6条において各学科について定め、それに基づき学生数を適切に管理している。 学科ごとに定められた収容定員に対し学生数の超過はあるが、大幅な超過や不足は生じていない。(共通基礎データ参照)</p> <p>4) 名称 大学及び学部学科名称設定の考え方は、以下のとおり。 【大学名称】 「長野県立大学」とし、国際表記を“The University of Nagano”とする。長野県が設置する総合大学であることを簡潔に表現するものである。 【グローバルマネジメント学部グローバルマネジメント学科】 グローバルな視野を持つとともに、経営学を中心に、経済学、行政学等についても学ぶことにより得られた社会科学を基盤としたマネジメントの知識や手法を用いることにより、経済社会の課題の解決を担う人材の育成を行うことから、「グローバルマネジメント学部」とし、国際表記を“Faculty of Global Management Studies”とする。また、1学部1学科の構成であるため、学科の名称は、「グローバルマネジメント学科」とし、国際表記を“Department of Global Management Studies”とする。 【健康発達学部食健康学科・こども学科】 生涯にわたる健康づくりと健康な成長・発達に寄与する人材の育成を行うことから、「健康発達学部」とし、国際表記を“Faculty of Health and Human Development”とする。 食を通じて健康に寄与する人材の育成を行う学科の名称を「食健康学科」とし、国際表記を“Department of Food and Health Sciences”とする。 こどもの成長・発達について幼児教育を中心に親への支援等も含めて寄与する人材の育成を行う学科の名称を「こども学科」とし、国際表記を“Department of Child Development and Education”とする。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	学則第1条
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	学則第1条
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	学則第1条、第2条 長野県立大学「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	学則第5条
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	学則第5条
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	該当なし
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	学則第6条
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	学則第5条

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

<p>1) 大学院の目的</p> <p>長野県立大学大学院学則(以下、「大学院学則」という。)は第1条で「長野県立大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の進展に寄与するとともに、地域に貢献するリーダーを育成することをその目的とする。」と定めている。</p> <p>また、学則第3条第2項において修士課程である健康栄養科学研究科の目的を「広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と定め、同条第3項において専門職学位課程であるソーシャル・イノベーション研究科の目的を「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した専門的能力を培うことを目的とする。」と定めている。</p> <p>各学部・学科・専攻における教育研究上の目的は「長野県立大学「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程」に定めている。</p> <p>2) 研究科・専攻組織</p> <p>大学院学則第3条に基づき、2研究科・2専攻を置く。</p> <p>ソーシャル・イノベーション研究科 ソーシャル・イノベーション専攻</p> <p>健康栄養科学研究科 健康栄養科学専攻</p> <p>また、それぞれの教育目標は以下のとおりである。</p> <p>【ソーシャル・イノベーション研究科】</p> <p>1)企業やその他の組織のマネジメントの基盤となる専門知識を持ち、2)企業・行政・NPO による共創を通じ、ビジネスおよび地域の持続可能な発展に必要な社会問題の多面的な把握ができ、3) 存在していないものをつくり出す創発力を有し、4) 新規事業の創発・公民連携に必要とされる高度な専門知識を身につけ、5) 創発したアイデアをビジネスや新規プロジェクトとして自ら実践することができるコミュニケーション力とアントレプレナーシップを備えた、「ソーシャルイノベーター」の養成を目的とする。</p> <p>【健康栄養科学研究科】</p> <p>健康栄養分野に関し、幅広く高度な専門知識と倫理観のもと、学術の理論およびその応用を教授・研究することを基盤とし、基礎健康栄養科学分野または応用健康栄養科学分野に</p>	<p>おいて学術研究を推進するとともに、科学的根拠に基づき長野県の健康長寿をけん引するリーダーとなる人材の養成を目的とする。</p> <p>3) 収容定員</p> <p>収容定員については大学院学則第4条が定めるとおりである。また、毎年度の定員及び充足状況は共通基礎データに記載のとおりである。2024年度時点での収容定員充足率は健康栄養科学研究科が1.4倍、ソーシャル・イノベーション研究科が1.0倍である。ただし、健康栄養科学研究科は長期履修生が学生の大半であるため、その点を考慮すれば実質的な収容定員は適正である。</p> <p>なお、2024年度入学者について入学定員を下回っているため、今後研究科会議を中心に在学生、修了生からのヒアリング、社会需要の把握を通してカリキュラムの充実とその効果的なアピールに努める。</p> <p>3) 名称</p> <p>【ソーシャル・イノベーション研究科】</p> <p>社会的課題の解決や持続可能な社会の構築に貢献する手法を研究し、それらを実践するソーシャルイノベーターの養成を目的とするため、研究科名称と専攻名称をソーシャル・イノベーション研究科、ソーシャル・イノベーション専攻とした。</p> <p>【健康栄養科学研究科】</p> <p>健康栄養科学研究科は、長野県の持続可能な健康長寿社会の構築に貢献する人材を養成するため、「栄養学」を基盤学術とし、健康栄養分野の科学に精通した高度専門職の養成、健康・栄養行政、地域の健康づくりに貢献できるリーダーとなる人材の養成、地域の食品関連産業、地方創生に貢献できるリーダーとなる人材の養成を目的としている。また、科学的根拠に基づいた研究成果を国内外の学術集会等を通し情報発信できる人材の養成も目的としている。これらのことより、名称を「健康栄養科学研究科」、「健康栄養科学専攻」とした。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	大学院学則第1条
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	大学院学則第3条第2項及び第3項 長野県立大学「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	大学院学則第3条
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	大学院学則第10条及び第11条
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。</p>	該当なし
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	大学院学則（第3条から第7条）
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	大学院学則（第3条から第7条）
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	大学院学則第4条
⑨	<p>第二十二条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	大学院学則第3条

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教授会等 学則第8条に基づき、学部に教員会議(学校教育法第93条第1項の教授会にあたる)を置いている。 教員会議は学部長を議長とし、学部専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織される。また、以下の所掌事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる。(学則第8条第2項及び第3項ならびに長野県立大学教員会議規程) (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 教育課程の編成及び授業科目の改廃 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教員会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>2) 教員組織 本学では、各分野における業績が認められ、かつ、相応の教育経験や実務経験を有する者を適切な職位をもって教員を配置できるよう努めている。各学部学科には、それぞれ学部長、学科長を配置し、学部学科の運営を推進している。 教育研究の実施にあたっては、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう、「公立大学法人長野県立大学事務決裁規程」において、学長、学部長などの事務分掌に関する必要な事項を定め、それに基づいた活動を行っている。 また、学部においては、共通基礎データに示すとおり、大学設置基準に照らして必要な専任教員を確保している。</p> <p>3) 教員の採用・年齢構成 教員の採用については、公立大学法人長野県立大学教員の採用の手続きに関する細則に基づき、原則として公募とし公平に手続きを行っている。採用選考実施については、その必要性について学部等の長が学長と協議したうえで、公立大学法人長野県立大学人事委員会に申し出、採用選考実施の可否を審議する。理事長は、公立大学法人長野県立大学人事委員会での審議結果を踏まえて採用の是非を決定する。理事長の決定を受けて、学部長等は教員採用選考専門部会を設置し、採用候補者の選考を行う。</p>	<p>教員採用選考専門部会において、採用候補者を決定した場合に、学部長へ報告、公立大学法人長野県立大学人事委員会での承認後、学長の意見書を添えて理事長に申出を行い、理事長が採用を決定することとしている。 各学部・学科の教員年齢構成は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="774 488 1380 891"> <thead> <tr> <th></th> <th>20 ～39 歳</th> <th>40歳 ～49 歳</th> <th>50 ～59 歳</th> <th>60 歳 以上</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グローバル マネジメント学部</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>健康発達学部 食健康学科</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>健康発達学部 こども学科</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 授業科目の担当 グローバルマネジメント学部では主要授業科目を「専門教育科目における学部必修科目およびコース必修科目」と定義し、その専任教員割合は95%(専任かつ教授又は准教授である割合は76%)である。また、健康発達学部食健康学科においては主要授業科目を「専門科目における必修科目」と定義し、専任教員割合は100%(専任かつ教授又は准教授である割合は70%)である。また、健康発達学部こども学科においては「保育士資格取得のために必要な必修科目」と定義し、専任教員割合は100%(専任かつ教授又は准教授である割合は90%)である。</p> <p>5) 専任教員数 配置に当たっては、カリキュラム編成上必要な職階等を考慮して行っており、大学設置基準に照らして必要な教員数を確保している。</p>		20 ～39 歳	40歳 ～49 歳	50 ～59 歳	60 歳 以上	計	グローバル マネジメント学部	8	8	10	11	37	健康発達学部 食健康学科	7	5	6	2	20	健康発達学部 こども学科	2	7	9	3	21	計	16	19	24	15	74
	20 ～39 歳	40歳 ～49 歳	50 ～59 歳	60 歳 以上	計																										
グローバル マネジメント学部	8	8	10	11	37																										
健康発達学部 食健康学科	7	5	6	2	20																										
健康発達学部 こども学科	2	7	9	3	21																										
計	16	19	24	15	74																										
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																														
優れた点																															
改善を要する点	特になし。																														

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>学則第8条 教員会議規程</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<p>学則第5条から第11条</p>
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>シラバス</p>
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。 ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>共通基礎データ</p>

<p>③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号） 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。 一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）</p>
--

ロ 教員組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教授会等 大学院学則第6条に基づき、各研究科に研究科会議(学校教育法第93条第1項の教授会にあたる)を置いている。 研究科会議は研究科長を議長とし、組織される。また、以下の所掌事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる。</p> <p>(1) 学生の入学、課程の修了に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 教育課程の編成及び授業科目の改廃 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>2) 教員組織 【ソーシャル・イノベーション研究科】 ソーシャル・イノベーション研究科ソーシャル・イノベーション専攻の教員組織は、教育課程を実施するための学識および教育・経験を有する研究者教員のみならず、実務業績に加えて教育上の指導能力を有する実務家教員を含む以下の組織で編制する。 教員組織の総数は、専任教員が21人、非常勤教員が14人の合計35人で構成する。専任教員のうち大学院のみ担当する専任教員(以下「大学院専任教員」という。)が2人、学部と大学院を併任する教員(以下「併任教員」という。)が20人であり、このうち大学院主が3人、学部主が17人である。(詳細は別添表のとおり。)</p> <p>【健康栄養科学研究科】 健康栄養科学研究科健康栄養科学専攻の教育研究の理念とそれに基づく教育目標を達成するために編成される教育課程を実現するため、各領域において、学術論文や著書などにより研究実績が認められ、かつ、相応の教育経験や実務経験を重ねた者を担当科目や特別研究指導の適合性を踏まえ、適切な職位として配置する編制としている。研究指導教員を8人(うち教授5人)、研究指導補助教員を6人配置しており、大学設置基準上必要な教員数を満たしている。</p>	<p>3) 教員の採用 教員の採用については、公立大学法人長野県立大学教員の採用の手続きに関する細則に基づき、原則として公募とし公平・公平に手続きを行っている。採用選考実施については、その必要性について学部等の長が学長と協議したうえで、公立大学法人長野県立大学人事委員会に申し出、採用選考実施の可否を審議する。理事長は、公立大学法人長野県立大学人事委員会での審議結果を踏まえて採用の是非を決定する。理事長の決定を受けて、学部長等は教員採用選考専門部会を設置し、採用候補者の選考を行う。また選考に当たっては、学部長等と教員採用選考専門部会において、大学院設置基準と照らし、本学教員として必要とする知識及び経験を決定し選考する。教員採用選考専門部会において、採用候補者を決定した場合に、学部長へ報告、公立大学法人長野県立大学人事委員会での承認後、学長の意見書を添えて理事長に申出を行い、理事長が採用を決定することとしている。 なお、公募による選考が難しい分野においては、公立大学法人長野県立大学人事委員会、その必要性を十分検討し、直接採用を行う場合もある。 教員の昇任基準については、「公立大学法人長野県立大学教員の昇任の手続きに関する規程」及び「公立大学法人長野県立大学教員の昇任に関する選考基準細則」に基づいており、大学院設置基準が定める水準を満たす教員を適切な職位に配置できるよう手続きを進めている。</p> <p>4) 専任教員数 配置に当たっては、カリキュラム編成上必要な職階等を考慮して行っており、大学設置基準に照らして必要な教員数を確保している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>大学院学則第5条から第7条</p> <p>ソーシャル・イノベーション 研究科会議規程</p> <p>健康栄養科学研究科会議規程</p>
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<p>共通基礎データ</p> <p>公立大学法人長野県立大学教員の採用の手続きに関する細則</p> <p>公立大学法人長野県立大学教員の昇任の手続きに関する規程</p> <p>公立大学法人長野県立大学教員の昇任に関する選考基準細則</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	<p>共通基礎データ</p>

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜</p> <p>本学では、アドミッションポリシー(AP)に沿って、確かな基礎学力と国内外に関する幅広い関心を基盤とした多様で意欲的な学生を受け入れるため、次の入学者選抜試験及び3年次編入学試験を実施している。</p> <p>①一般選抜・前期日程入試 123 人、②一般選抜・中期日程 31 人、③学校推薦型選抜 66 人、④総合型選抜 20 人、⑤特別選抜(帰国生)若干名、⑥特別選抜(社会人)若干名、⑦特別選抜(私費外国人留学生)、⑧グローバルマネジメント学部第3年次編入学試験若干名</p> <p>入学者選抜に関する審議機関として、入試委員会が長野県立大学学則、公立大学法人長野県立大学組織規程、長野県立大学入試委員会規程、長野県立大学入学者選抜実施要綱により規定、整備されている。</p> <p>学生の受け入れ方針及び過去の入試結果、文部科学省からの通知等を踏まえ、入学者選抜試験日程及び実施体制・方法等について、各学科教員会議や入試委員会の合議のもと、大学運営会議の議を経て、適正かつ確実に遂行されている。合否判定に際しては、入試委員会による複数回の採点点検の後、判定会議による審議を経て学長により決定している。このように複数の点検・確認のプロセスを得ることにより厳格性を担保している。</p> <p>障がい学生等受験上の配慮が必要な受験者に対しては、事前相談を原則とし、入学者選抜要項および学生募集要項に必要事項を明記している。本人からの配慮申請書に基づき、別室受験や試験時間の延長、座席指定、補聴器等の装用、試験問題の拡大化、付き添い者の待機、注意事項の文書による伝達等、合理的な配慮を行っている。</p> <p>入試終了後には、関係教職員に対し反省点を含む意見等を広く求め、これをもとに入試委員会が入試運営上の課題を整理・解決案を検討し、以後の入学者選抜試験に反映させることで、事件事故のない適正な試験実施につなげている。</p> <p>2) 教育課程の編成、授業等</p> <p>各学部・学科は教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)に基づき教育課程を編成しており、全ての授業科目は、長野県立大学履修規程(以下「履修規程」という。)において、必修科目、選択科目に区分されている。単位数は学則別表で定めるとともに、配当年次を定めた上で履修案内、時間割で表示している。また、4学期制、100分授業を採用した上で、</p>	<p>年間の授業期間は、35週以上にわたって実施しており、学年暦で明示している。</p> <p>単位について、学則第21条に規定するとおり、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている。さらに、年間の登録単位数の上限を学科ごとに定めている。(履修規程第7条)</p> <p>なお、2024年5月にアセスメントプランを定め、学修成果を測定することにより、教育の方法や制度、取組について点検及び評価を行い、教育の改善・改革に取り組むこととした。</p> <p>3) 成績評価基準、卒業認定基準</p> <p>学則第23条に成績の5段階評価を、同第24条に単位修得の認定についてそれぞれ規定している。</p> <p>また、成績評価はシラバスにより示した方法によることを履修規程に規定している。(履修規程第12条)</p> <p>シラバス作成にあたってはガイドラインを作成し、授業担当者がセルフチェックを行うとともに、科目担当者以外の教職員による第三者チェックも導入している。</p> <p>授業科目ごとの成績評価基準は、シラバスの「評価基準」欄に記載し、授業担当教員が授業において学生に周知の上、これに従って成績評価を行っている。また、成績の異議申し立ての仕組みも設けており、学生便覧で学生に周知している。異議申し立てが提出された場合には、担当教員から回答書をもって学生へ返答し、当該回答に対しても疑義がある場合には学部長による検討を経て、対応する。</p> <p>卒業研究については、健康発達学部の2学科はそれぞれ共通のシラバスが学生へ示されている。グローバルマネジメント学部においては、卒業研究が選択科目であることから各指導教員の特色を最大限に活かすことを重視し、これまで統一的な基準を設けてこなかったところであるが、自己点検の中で、一定の基準を設ける必要性を課題として認識した。2024年度シラバスにおいては、卒業研究の成績評価において成果物の提出と発表を含めたものとするを統一した。2025年度以降には更なる統一的な基準を具体的に検討し、ディプロマ・ポリシーとの関連を明確にすることに努める。</p> <p>卒業要件は学則第43条ならびに履修規程に定められている。卒業認定にあたっては、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を設け、学部の教員会議の意見を聴いた上で学長が決定している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	卒業研究とディプロマ・ポリシーとの関連をより明確にすることを要する。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>学則第 29 条（入学資格）</p> <p>組織規程</p> <p>長野県立大学入試委員会規程 入学者選抜要項</p> <p>大学運営会議規程</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>カリキュラム・ポリシー</p> <p>カリキュラムチェックリスト</p> <p>アセスメントプラン</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>履修規程</p> <p>学生便覧（履修モデル）</p>
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>履修規程</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>学年暦</p>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<p>履修規程</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>学則第 19 条</p> <p>学生便覧（授業科目一覧）</p> <p>シラバス</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	<p>シラバス</p> <p>シラバス作成ガイドライン</p> <p>学内の第三者によるシラバス チェックの実施について</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<p>学則第 18 条、第 21 条から第 27 条</p> <p>履修規程</p>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>学則第 22 条</p> <p>履修規程</p>

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

本学大学院は、大学院学則第 1 条に掲げる目的に基づき、研究科・専攻が求める学生像を示した入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を定め、それぞれの分野に応じて適切な入学者選抜方法を採用している(表参照)。

表 各研究科各専攻入学者選抜試験

専攻名(課程)	試験名	選抜方法
ソーシャル・イノベーション研究科(専門職学位課程)	推薦選抜方式(企業・自治体等派遣)(内部進学)	口頭試問、事業計画書、面接
	一般選抜方式	
健康栄養科学研究科(修士課程)	夏季入試	英語(筆記試験)、専門(筆記試験)、研究計画書、面接
	冬季入試	

ソーシャル・イノベーション研究科では実務家育成のための専門職大学院であることへの理解を深めてもらうために年 4 回程度公開模擬授業・学校説明会を開催している。

健康栄養科学研究科では出願者の研究内容と指導教員の専門分野のミスマッチを防止することを目的に事前面談を必須としている。また、夏と冬には入試相談会を開催している。

大学院の入学者選抜に関する方針や方法については大学院学則第 6 条に基づき各研究科会議で審議を行っており、入学者選抜試験の実施に際しては、各選抜試験において試験全体の実施要領(マニュアル)を作成し、教員・職員の全学体制で臨み、公平・公正な入学試験の実施に努めている。

合格者の決定(合否判定)にあたっては、各選抜試験において、各研究科会議の審議を経て、学長が最終決定を行っている。

2) 教育課程の編成、授業等

各研究科は教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)に基づき教育課程を編成しており、全ての授業科目は、大学院学則及び長野県立大学大学院履修規程(以下「大学院履修規程」という。)において、必修科目、選択科目に区分されている。単位数は学則別表で定めるとともに、配当年次を定めた上で履修案内、時間割で表示している。また、4 学期制、100 分授業を採用した上で、年間の授業期間は、35 週以上にわたって実施しており、学年暦で明示している。

単位について、大学院学則第 17 条に規定するとおり、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている。

授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させる場合には、授業時間ごとの指導計画の作成、当該授業の実施状況の十分な把握、成績評価等は授業担当教員の役割であることを明確にしたうえで行うようにしている。

3) 成績評価基準、卒業認定基準

大学院学則第 19 条に成績の 5 段階評価を、同第 20 条に単位修得の認定についてそれぞれ規定している。

また、成績評価はシラバスにより示した方法によることを履修規程に規定している。(大学院履修規程第 8 条)

シラバス作成にあたってはガイドラインを作成し、授業担当者がセルフチェックを行うとともに、科目担当者以外の教職員による第三者チェックも導入している。

授業科目ごとの成績評価基準は、シラバスの「評価基準」欄に記載し、授業担当教員が授業において学生に周知の上、これに従って成績評価を行っている。また、成績の異議申し立ての仕組みも設けており、学生便覧で学生に周知している。異議申し立てが提出された場合には、担当教員から回答書をもって学生へ返答し、当該回答に対しても疑義がある場合には学部長による検討を経て、対応する。

修了要件は大学院学則第 40 条及び第 41 条ならびに履修規程に定められている。修了認定にあたっては、ディプロマ・ポリシーを設け研究科会議の意見を聴いた上で学長が決定している。

4) 研究指導

学位論文の執筆、それにかかわる研究指導については、大学院生一人ひとりに対して、個々の研究テーマに応じて主指導教員から継続的な指導を個別的にきめ細かく行う体制をとっている。

入学から終了までのスケジュールや研究計画書の作成については入学時に「学びの手引き」を配布し、説明したうえで、各指導教員が個々の学生に必要な研究内容を指導している。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

改善を要する点

特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>大学院学則第6条、第29条 ソーシャル・イノベーション研究科学生募集要項 健康栄養科学研究科学生募集要項</p>
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>カリキュラム・ポリシー（ソーシャル・イノベーション研究科） カリキュラム・ポリシー（健康栄養科学研究科）</p>
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>大学院学則第14条 ソーシャル・イノベーション研究科履修案内 健康栄養科学研究科 学びの手引き 長野県立大学指導補助者に関する要綱</p>
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p>公立大学法人長野県立大学教員の昇任の手續きに関する規程 公立大学法人長野県立大学教員の昇任に関する選考基準細則 大学院学則第25条</p>
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<p>大学院履修規程 シラバス シラバス作成ガイドライン 学位論文の評価基準 健康栄養科学研究科 学びの手引き（再掲） 学習計画進行チェック例</p>
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>大学院学則第15条から第25条 大学院履修規程</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 校地、校舎</p> <p>本学は、旧長野県短期大学の校地を活用し、校舎を建設した「三輪キャンパス」と、旧長野市立後町小学校跡地の用地整備を行い、学生寮として建設した「後町キャンパス」の2か所にキャンパスを有している。</p> <p>「三輪キャンパス」は、31,528 m²の校地を有し、校地面積は、大学設置基準で定める校地面積 9,400 m²を大きく上回っている。この校地内に新たに校舎(17,357 m²)を建設しているほか、旧長野県短期大学の既存校舎(4,007 m²)も校地内に併設されている。キャンパス西側は公園に隣接しており、市街地からも距離があるため、静観な教育研究環境が確保されている。</p> <p>「後町キャンパス」は、三輪キャンパスから約 2.2 キロ離れた場所に 8,721 m²の校地を有している。校地内には、学生寮(5,972 m²)のほか、運動場(1,400 m²)も設け、学生が課外活動等で利用するほか、地域連携施設等(774 m²)を併設している。</p> <p>2) 施設・設備</p> <p>「三輪キャンパス」は、本館及び旧長野県短期大学の校舎(北棟及び南棟)を有している。本館は、地上4階、地下1階で、講義室・研究室棟、図書館及び体育施設のほか、2つの調理実習室、栄養教育実習室、臨床栄養実習室や、大型スクリーン等が設置され、学習発表の場としても利用可能なラーニングホールなどの附属施設を有している。また、キャンパス全体が学びの空間となるよう、講義室・研究室棟からなる「専有部ユニット」を分散配置し、それらを共用空間である「キャンパスコモン」でつなぐ構成になっている。キャンパスコモンは季節に応じた環境制御ができ、自然採光や自然通風、太陽熱・地中熱利用の床輻射冷暖房を組み合わせ、自然エネルギーを積極的に活用して快適な空間を作り出している。北棟は大学院講義室、研究室、講堂及びその他附属施設を有している。</p> <p>「後町キャンパス」は、地上4階建てで、学生寮として20ユニット(1ユニット=2 人部屋×8室)の居室を有する北棟及び南棟を中央棟でつなぐ構成となっている。南棟には、学生寮のほか地域連携施設として、ソーシャル・イノベーション創出センターや会議室、キッチンスタジオ等を有している。</p> <p>また、令和3年4月1日から両キャンパスで消費する全電力を長野県内の水力発電由来の電力から調達しており、国公立大学として初の再生可能エネルギー100%大学を達成した。この取り組みにより、排出するCO₂の約4分の3が削減され、グリーン購入ネットワークが主催する「第</p>	<p>22回グリーン購入大賞」において優秀賞を受賞している。</p> <p>3) 附属図書館【図書館】</p> <p>本学図書館は学則第11条により三輪キャンパスに設置する附属施設であり、長野県立大学図書館規程に基づき、図書館資料の収集、整備、保存、閲覧及び調査等の業務並びに大学リポジトリの管理運営を行い、教職員、学生等の教育及び研究に資することを目的としている。また、組織規程及び図書館・紀要委員会規程に基づき、委員長(図書館長兼務)及び委員協力の下、図書館の運用や予算に関する事項について審議を行っている。図書館には職員を配置し、施設使用や学習・研究活動の支援に関する業務を行っており、職員5名のうち、司書の有資格者は4名、司書教諭の有資格者が1名である。</p> <p>本学の前身である長野県短期大学図書館(1047.2 m²)を引き続き活用するほか、大学校舎に新たに図書館(507.6 m²)を設け、既存図書館と渡り廊下で接続し、一体的に利用できる。</p> <p>大学校舎に新たに設けた新図書館においては、閲覧室と併せて、個人研究ブース3室やグループ学習室2室を設置し、グループ学習室は協働学習が可能なアクティブラーニング施設として機能している。また、書庫を除く館内は無線LANが整備されており、学生が自身のノートパソコンや電子機器を持ち込んだインターネット接続が可能である。本学で所蔵している資料の所蔵検索は図書館ウェブサイトあるいは館内の検索用端末から行うことが可能であり、図書館ウェブサイトより個人ログインを行うことで、貸出資料情報の照会、延長貸出処理、予約申請等の機能を使用することができる。</p> <p>所蔵資料は学科および研究科の専門分野に関するものを中心に収集しており、蔵書は図書約12万4千冊、紀要を含む雑誌約1,700誌、視聴覚資料約1,500点を所蔵する。</p> <p>所蔵がない資料については、図書館相互協力サービスであるILL(Inter Library Loan)を使用して、他大学図書館より現物貸借や複写物の取り寄せを行うことが可能となっている。</p> <p>学内利用者向けの電子リソースとしては、電子ブック・電子ジャーナル・データベースを導入しており、学内LANの環境下では自動認証で自由に利用が可能となっている。</p> <p>また、本学の学術研究成果を広く発信するものとして「長野県立大学リポジトリ」の運用を行っており、2023年4月時点のアイテム登録件数は1,156件となっている。</p> <p>このほか、地域に開かれた大学として図書館の地域開放を実施している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>長野県立大学 Web サイト キャンパスガイド</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p>長野県立大学 Web サイト キャンパスガイド</p>
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>長野県立大学 Web サイト キャンパスガイド 象山寮の紹介 施設利用のご案内 長野県立大学の SDGs への取り組み 履修案内</p>
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>学則第 11 条 図書館・紀要委員会規程 公立大学法人長野県立大学図書管理規程 長野県立大学図書館利用細則 長野県立大学図書館規程 長野県立大学リポジトリ運営規程 ・長野県立大学図書館ウェブサイト</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>実験・実習の安全のためのマニュアル</p>

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 9 月 30 日文科科学省令第 34 号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 事務組織</p> <p>本学は、いわゆる学部事務を置かず、公立大学法人長野県立大学組織規程第5条に基づいて、法人及び大学の事務を行うための事務局を設置し、事務の一元化を図っている。事務局には、事務局長(専務理事兼務)を置き、事務局を掌理し、所属職員の指揮監督をすることとし、事務局長の補佐及び校務の整理のため事務局次長を配置している。事務局には、総務・経営企画課、学務課、ソーシャル・イノベーション創出センターを置き、各課長・センター長の下、組織規程に定める業務を分担し、法人及び大学運営に寄与している。</p> <p>また、大学院に関する事務についても、学部と同様、研究科事務を置かず、一元化した事務局が事務を所掌している。</p> <p>事務局には、2024年5月1日現在、常勤職員として35名が在籍している。開学当初は長野県からの派遣職員が半数程度をしめていたが専門分野に精通した職員を確保し、機能強化を進めるため、採用方針を策定し順次法人事務職員(プロパー職員)に転換を進めてきた結果、現在は77%となっている。</p> <p><教職協働></p> <p>附置機関・委員会のほぼすべての構成員に教員・事務職員をそれぞれ配置し、両者が協働で大学運営に携わっている。</p> <p>また、学長や学部長、各部署の管理職が出席する運営会議を毎週開催し、担当職員も参加する各学部・学科の教員会議を毎月開催するなど、学内の情報や課題、全学的な方針等を学内全体で共有している。</p> <p>2) 厚生補導の組織【学生支援係】</p> <p>学則に規定する附置機関として「学生サポートセンター」、「グローバルセンター」を設置している。</p> <p>学生サポートセンターは教務第一係、教務第二係と学生支援係が運営しており、学修支援、生活支援、学生相談など学生に対する窓口を一本化したものである。このうち教務第一係及び教務第二係では履修・成績管理や実習・資格取得等の教務を所管している。学生支援係では寮運営支援、授業料等の減免、奨学金、学生相談、課外活動等の学生支援を所管している。学生相談においては公認心理師や臨床心理士などのカウンセラーを配置し、健康管理室の保健師とともに心身の不調や悩みに対応している。また、障がいや持病のある学生の修学上の支援について、学内外の調整も担当している。</p> <p>や日本との違い、また危機管理に関する啓発活動を行っている。</p>	<p>グローバルセンターは海外留学及び留学生受入れ支援等の国際交流関係業務を所管している。特に海外プログラムについては企画から実施までを担当している。これら事業の目的や趣旨に関する説明や指導とともに、海外での生活に関すること</p> <p>3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</p> <p>学生のキャリア形成及び進路・就職支援のために「キャリアセンター」を設置、各学科教員から構成されるキャリア支援検討委員会(キャリア・ワーキンググループ)と情報共有、連携しながら4年間を通じてきめ細かい支援を行い、1期生・2期生ともに就職率100%と高い実績を維持している。</p> <p>入学から卒業まで一貫したキャリア支援を行うため、4年間を3期に分けて、①キャリア形成支援、②進路選択支援、③就職支援の3段階の支援を体系的に行っている。</p> <p>入学直後に学長が入学者全員と個別面談を行い、4年間の目標を確認、また1年次必修の発信力ゼミでは能動的な発信スキルを磨く。2年次には適性検査により自己理解を深めるとともに、海外プログラム(一部学科は3年次)にてグローバルな視野や異文化理解力を高める。3年次には広げた視野を自身の進路決定に活かせるように自己分析セミナー、業界・企業説明会などを開催。また、健全な職業観の育成やミスマッチのない進路選択のために、インターンシップの機会を提供している。</p> <p>3年次後半から4年次にかけては、就職ガイダンスや各種対策セミナー、公務員対策講座、起業家志望者対象セミナー等を実施し、志望先に応じた就職支援を行っている。</p> <p>学科の専門性に合わせたガイダンスも、学科教員と連携の下、適切な時期、回数実施している。</p> <p>4年間を通じ国家資格保有のキャリアコンサルタントや経験豊富な職員が、個別相談にきめ細かく対応している。更に、内定した4年生が就職アドバイザーとして後輩の相談に応じる体制も整っている。就職アドバイザーが作成する「県大生の県大生による県大生のための就活攻略本」は、本学に特化した就活のリアルな情報を直接伝えるツールとして、毎年多くの後輩の役にたっている。</p> <p>このように、少人数大学ならではの face to face の細やかなキャリア・就職支援で、一人ひとりの学生に寄り添い、全員を志望の進路に導き、地域に求められる人材を輩出している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略 7 省略</p>	<p>学則第5条から第11条</p> <p>組織規程 グローバルセンター規程 学生サポートセンター運営規程 教職課程部会細則 学生支援委員会規程</p>
②	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>大学院学則第3条から第7条</p> <p>学生サポートセンター運営規程 組織規程</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 3つのポリシーの策定</p> <p>本学は2018年4月に開学し、グローバルマネジメント学部グローバルマネジメント学科、健康発達学部食健康学科、健康発達学部こども学科の2学部3学科を設置した。設置認可申請時に議論を重ね、学部学科ごとに3つのポリシーをそれぞれ策定した。また、2022年4月にはソーシャル・イノベーション研究科、健康栄養科学研究科の2研究科を設置した。同様に設置認可申請時に議論を重ね、研究科ごとに3つのポリシーを策定している。設置認可申請時には、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が定める3ポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを踏まえ、学位プログラムごとにポリシーを策定し、各ポリシーの一体性・整合性を十分に検討した。</p> <p>2018年の開学後、学部学科ごとの3つのポリシーだけではなく、大学全体としてのポリシーの必要性について、本学執行部の会議体である大学運営会議で議論がなされ、2022年度より大学全体で共通の3ポリシーが策定された。</p>	<p>【アドミッション・ポリシー】</p> <p>各学部学科では以下の web ページに掲げるとおりそれぞれアドミッション・ポリシーを定めている。 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/policy/admission/</p> <p>各学部学科の教育目標に共鳴し、挑戦する強い意欲を持って学ぼうとする者を入学者として受入れるため、適切にポリシーが設定されている。</p> <p>【研究科の3ポリシー】</p> <p>各研究科においても以下 URL に掲げるとおり適切に3ポリシーが定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャル・イノベーション研究科 https://www.u-nagano.ac.jp/si/feature/3policy/ ・健康栄養科学研究科 https://www.u-nagano.ac.jp/hns/about/manabi/
<p>2) 3つのポリシーについて</p> <p>本学では、以下の web ページに掲げる全学の3ポリシーを踏まえ、学部学科ごとの3ポリシーを以下のとおり定めている。</p> <p>【全学の3ポリシー】 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/policy/</p> <p>【学部学科ごとの3ポリシー】</p> <p>【ディプロマ・ポリシー】</p> <p>各学部学科では以下の web ページに掲げるとおりそれぞれディプロマ・ポリシーを定めている。 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/policy/diploma/</p> <p>グローバルマネジメント学部グローバルマネジメント学科ではグローバルビジネスコース、企(起)業家コース、公共経営コースの3コースが設定されており、それぞれに独自のポリシーも設定されている。</p> <p>【カリキュラム・ポリシー】</p> <p>各学部学科では以下の web ページに掲げるとおりそれぞれカリキュラム・ポリシーを定めている。 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/policy/curriculum/</p> <p>教育目標を実現するための各学部学科のディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を身につけることができるよう適切にカリキュラム・ポリシーを定めている。</p>	<p>3) 3つのポリシーの一貫性・整合性</p> <p>2018年の開学後、3つのポリシーの一貫性・整合性については大学執行部の会議体である大学運営会議で議論がなされてきた。また、大学運営会議への提案にあたっては、各学部学科内で議論が交わされ、教員会議での承認を経ている。</p> <p>2023年度までは、前述のような形での一貫性・整合性のチェックと改善が行われてきたが、多種多様な議題を扱う大学運営会議とは別に、教育の内部質保証に関して一貫した議論を進めるための機関として内部質保証委員会を立ち上げた。内部質保証委員会の発足後は、3つのポリシーの一貫性・整合性については当該機関を中心として行われる。具体的には、アセスメントプランに基づき集められた各部局からの自己点検報告書を含めたデータをもとに、内部質保証委員会が課題と改善の方向性を示し、各学部学科は3つのポリシーの一貫性・整合性を保つための課題解決案を検討する。また、当該解決案をもとに内部質保証委員会での議論を経て、必要に応じて3つのポリシーの改定等の改善策を講じる。</p> <p>なお、3つのポリシーの一貫性・整合性をチェックするためのデータのの一つとして、2023年度から導入された学務システム上で作成された「カリキュラムチェックリスト」を活用する。カリキュラムチェックリストはディプロマ・ポリシーに掲げる各能力を身につけるために各カリキュラムが効果的に配置されているかを分析するためのツールである。現在は研究科を除いての運用であるが、今後研究科での活用も検討する。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>3つのポリシー（全学・学部）</p> <p>3つのポリシー（ソーシャル・イノベーション研究科）</p> <p>3つのポリシー（健康栄養科学研究科）</p> <p>内部質保証委員会規程</p> <p>認証評価ワーキングチーム設置要綱</p> <p>長野県立大学における内部質保証に関する基本方針</p> <p>アセスメントプラン（再掲）</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的の公表と周知</p> <p>学則に大学の目的を規定するとともに、本学の基本理念と使命を web 上で公開している。また、基本理念と使命の下に掲げる教育目標についても web 上で公開し、適切に周知を図っている。</p> <p>【基本理念と使命】 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/idea/</p> <p>【教育目標】 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/policy/</p> <p>2) 3つのポリシーの公表と周知</p> <p>本学では、以下の web ページに掲げる全学の3ポリシーを踏まえ、学部学科ごとの3ポリシーを以下のとおり定めている。</p> <p>【全学の3ポリシー】 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/policy/</p> <p>【学部学科ごとの3ポリシー】</p> <p>【ディプロマ・ポリシー】</p> <p>各学部学科では以下の web ページに掲げるとおりそれぞれディプロマ・ポリシーを定めている。 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/policy/diploma/</p> <p>グローバルマネジメント学部グローバルマネジメント学科ではグローバルビジネスコース、企(起)業家コース、公共経営コースの3コースが設定され、独自のポリシーも設定されている。</p> <p>【カリキュラム・ポリシー】</p> <p>各学部学科では以下の web ページに掲げるとおりそれぞれカリキュラム・ポリシーを定めている。 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/policy/curriculum/</p> <p>教育目標を実現するための各学部学科のディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を身につけることができるよう適切にカリキュラム・ポリシーを定めている。</p> <p>【アドミッション・ポリシー】</p> <p>各学部学科では以下の web ページに掲げるとおりそれぞれアドミッション・ポリシーを定めている。 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/policy/admission/</p> <p>各学部学科の教育目標に共鳴し、挑戦する強い意欲を持って学ぼうとする者を入学者として受入れるため、適切にポリシーが設定されている。</p>	<p>【研究科の3ポリシー】</p> <p>各研究科においても以下 URL に掲げるとおり適切に3ポリシーが定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャル・イノベーション研究科 https://www.u-nagano.ac.jp/si/feature/3policy/ ・健康栄養科学研究科 https://www.u-nagano.ac.jp/hns/feature/policy/ <p>3) その他の情報の公表と周知</p> <p>以下の web ページにおいて、学校教育法第 113 条並びに同法施行規則第 172 条の2に掲げられた項目について公表と周知を行っている。 https://www.u-nagano.ac.jp/about/kohyo/disclosure/</p> <p>4) 情報公表体制の整備</p> <p>インターネットによる情報発信に当たっては、各担当部署等で作成したウェブページを、ホームページ管理者である入試・広報担当の承認を経て掲載するシステムとなっており、教育研究活動に関する情報発信を迅速に行うため、CMS(コンテンツマネジメントシステム)を導入して適切に運用管理を行っている。</p> <p>なお、より積極的な情報公表を行うため、事務の各部署から選出された職員による「入試・広報チーム」を編成し、学内の積極的な情報収集および発信する仕組みを構築して、改善を図っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>長野県立大学ウェブサイト 長野県立大学の概要 大学運営について 大学情報の公表</p>
②	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>	<p>法令に基づく教育情報の公開</p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 自己点検・評価の体制</p> <p>教育研究活動等の状況の自己点検・評価は、本学の理念の実現に向け、学校教育法や学則第3条の規定等に基づいて教育研究水準の一層の向上を図ること等を目的に毎年度、実施している。</p> <p>具体的には、各学部・学科の教員を構成員とする自己点検委員会を設置し、毎年度の業務計画を一覧にした「管理表」を用いて教育研究活動のPDCAサイクルを視覚化している。点検・評価のプロセスとしては、①毎年度の初めに、前年度の計画に対する進捗状況・達成状況の確認・評価を各項目の業務を担当する部署が行い、②自己点検委員会で全学的な視点での評価と改善が必要な項目の洗い出しや改善事項を整理し、③各学部長・学科長を構成員に含む学長等の諮問機関である大学運営会議での審議を経て、④各担当部署にフィードバックし、当該年度中に各学部・学科・研究科レベルや教員レベルでの教育研究活動等の改善に向けた具体的な取組を行うように促している。このほか、毎年度、業務計画の進捗状況について「管理表」を活用して、中間段階で同様の自己点検・評価を行い、評価結果を学内へフィードバックし、教育研究活動の改善に活かしている。併せて自己点検評価の結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、大学ホームページで公表している。なお、地方独立行政法人法に基づき法人が定める中期計画・年度計画においても、教育研究等の質の向上に関する項目、及び自己点検・評価に関する項目があり、法人の業務実績評価の過程で、上記の教育研究等に係る自己点検・評価の結果を活用している。</p> <p>また、地方独立行政法人法に基づき長野県が設置する法人評価委員会により、毎年度、同法に基づく業務実績に対する評価を受け、加えて法人への期待や要望、今後参考となる事項を取りまとめた「参考意見書」を受領しており、これらを学内へフィードバックし、翌年度の年度計画を策定するなど、学外からの意見を活用したPDCAサイクルを確立している。これにより学則第3条第2項に定める本学の職員以外の者による自己点検・評価結果の検証機能も確保されている。</p> <p>2) 教育内部質保証の体制(教務2)</p> <p>2023年度より内部質保証委員会が発足し、同委員会内で検討・策定された内部質保証方針及びアセスメントプランに基づき、内部質保証を実施している。</p>	<p>3) 研修</p> <p><教員・職員の資質向上のための活動></p> <p>本学規程第113-4号「長野県立大学ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、FD・SD委員会が設置され、教育研究活動の組織的改善と教員の専門能力向上に努力している。主に、教職員を対象とした研修会の開催、授業改善アンケートの実施、報告書の作成を行っている。</p> <p>また、毎年度FD・SD委員会を中心に年度計画を策定し、全学でFD・SD活動に取り組んでいる。</p> <p>教員を除く指導補助者(TA・SA)とは労働契約を結んだ上で、服務規律は長野県立大学職員就業規則に準ずる旨を契約時に通知し、研修している。</p> <p>4) 学習成果の把握</p> <p>2018年度に開学した本学では、学修成果の可視化に関してディプロマ・ポリシーとカリキュラムの関係性を学生に可視化できていないなどの課題を抱えており、大学運営会議での議論を経て、学務システムを2023年度より刷新した。</p> <p>2023年度より導入された学務システムでは、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの整合性を可視化するための「カリキュラムチェックリスト」や、シラバスの到達目標ベースで学生自身の理解度をチェックする仕組みが備えられており、それらの結果を総合した形でディプロマサブメントを出力することも可能である。</p> <p>2023年度にシステムが導入されたところであり、運用開始直後であるため、可視化されたデータの分析・改善にまでは至っていないところであるが、今後内部質保証委員会を中心に収集されたデータの分析結果をもとにした教育の内部質保証につなげることを想定している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度自己点検・評価報告書 ・ 各年度業務実績報告書、評価結果報告書、業務反映状況
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	SD・FD委員会規程 2023年度SD・FD研修一覧 長野県立大学指導補助者に関する要綱
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	2023年度SD・FD研修一覧 長野県立大学指導補助者に関する要綱
	法令外の関係事項	
⑦	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	カリキュラムチェックリスト（再掲） アセスメントプラン（再掲）

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

2022年度の本学(本法人)の収支状況(表1)は、損益計算書における経常費用1,714,209千円、経常収益1,837,555千円、当期総利益123,345千円となっている。

経常費用の主な状況は、表2のとおり。教育経費は、増傾向にあり、業務費に占める割合も徐々に向上している。研究経費、支援経費及び人件費は安定して推移している。なお、2022年度において、一般管理費が増加している背景は、世界情勢に伴う燃料費価格高騰による電気代等の増加によるものや寮における給湯器の緊急修繕を実施したためである。

一方、経常収益の主な状況(表3)は、運営費交付金が約10億円前後で推移しており、経常収益の50%以上を占めている。また、授業料等収入は受験者数により検定料収入の増減があるものの、学部の度入学者数の増加や令和4年度に大学院が新たに開学したこと等から、安定した収入を確保しており、本学(本法人)は教育研究をはじめとする運営に必要な経費が確保できていると判断する。

表1 収支の状況 (単位:千円)

	2022	2021	2020	2019	2018
経常費用	1,714,209	1,709,117	1,618,142	1,630,562	1,604,435
経常収益	1,837,555	1,853,810	1,653,919	1,682,831	1,744,614
経常利益	123,345	144,692	35,776	52,269	140,179
当期総利益	123,345	151,369	39,923	60,199	140,179

表2 経常費用の主な状況 (単位:千円)

	2022	2021	2020	2019	2018
教育経費	353,758	308,436	273,970	291,382	263,505
研究経費	49,924	44,731	38,364	47,437	42,470
支援経費	68,723	66,071	65,731	63,892	61,339
人件費	1,031,445	1,112,968	1,075,982	1,065,277	1,070,348
一般管理費	202,524	168,103	160,521	153,931	154,393

表3 経常収益の主な状況 (単位:千円)

	2022	2021	2020	2019	2018
運営費交付金	1,004,685	1,008,473	990,957	1,135,980	1,212,259
授業料等収入	598,895	592,601	457,932	340,722	327,702

2) 教育研究環境の整備

本学では、各研究科に対して基盤研究費を配分している他、選考を経て、使途限定資金の配分を行っている「学長裁量経費」や「理事長裁量経費」により、教育研究活動の支援を行っている。

2022年度は、学長裁量経費を活用して、教員から提案された教員の研究プロジェクトに対し、研究費の配分を行った(12件、約393万円)。このうち、地域課題の解決に資する研究は1件、50万円であった。また、理事長裁量経費を活用して、教職員から提案された地域貢献や連携に資する事業や教員の研究プロジェクトに対し、7件、約612万円の事業費・研究費の配分を行った。

一方、教育研究活動の整備として、目的積立金や県からの施設整備費補助金等も活用し、キャンパス内の施設・設備の改修や備品購入等を計画的に実施している(表4)。

表4 教育研究環境の主な整備状況

年度	整備内容
2019	<ul style="list-style-type: none"> 北棟吊り天井耐震化工事 旧短期大学図書館棟空調機(GHP)更新工事 北棟講堂改修工事
2020	<ul style="list-style-type: none"> サーモカメラ、アクリルパーテーション設置(新型コロナウイルス感染症対策) 北棟ゼミ室改修工事
2021	<ul style="list-style-type: none"> パソコン及びWi-Fiルーターの貸出(オンライン授業に係るネット環境整備) 象山寮の防犯カメラ増設及び人感センサーライト新設
2022	<ul style="list-style-type: none"> 旧図書館棟西側外壁補修工事

3) 監査

財務に係る会計監査については、監事監査のほか、長野県監査委員による財政的援助団体等監査を受けている。

監事監査については、地方独立行政法人法及び公立大学法人長野県立大学内部監査規程に基づき、関係資料等の閲覧、職員等からの聴取等により、業務及び会計について監査を行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	財務情報
	大学院設置基準	
②	第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	財務情報

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT 環境の整備</p> <p>開学時よりICTの活用を念頭にキャンパスのハード面を整備し、授業等を行う三輪キャンパス及び1年次に入寮する象山寮がある後町キャンパスともに、原則どの場所においても学生個人が所有するノートパソコンやスマートフォン等の機器をWi-Fiに接続できる環境を整えている。さらに、2023年2月から国立情報学研究所が日本国内で展開する国際的なネットワークローミング利用の仕組みである eduoam JP に参加し、教育研究環境の充実を図っている。</p> <p>また、ソフト面では、大学が包括契約している Office365 ライセンスを学生や教職員に付与することで、Word をはじめとした Office ソフトやメール・チャットなどのコミュニケーションツールを無償で提供している。また、Wi-Fi や Office365、学務システムをはじめとする各種システムの利用時の認証を、大学が管理・発行する同一のアカウントに統一する仕組みを導入することで、利用者の利便性を考慮しつつ管理業務の効率化を図っている。</p> <p>セキュリティ面では、大学が契約しているセキュリティソフトを各種サーバに導入するとともに、学生や教職員に配布し、教育研究の充実や学内セキュリティレベルを確保している。</p> <p>なお、これらの基盤となる学内の情報基盤・基幹ネットワークシステムは5年間のリース契約により導入しており、2023年2月に機器等の更改を行った。その際、開学からのネットワークの運用状況を踏まえ、アクセスポイントの電波状況調査や機器の稼働状況を把握できるシステムの導入、保守事業者による仮想基盤サーバの定期的な点検やアップデート等により、費用対効果を鑑みながらICTに係る環境や管理体制の改善と充実を図っている。</p> <p>この他、教育に関しては、1年次に全員が受講する科目「情報リテラシー」で利用するPC・CALL 教室や個人パソコンブースの設置等のハード面の整備や、LMS(ラーニングマネジメントシステム)等の導入によるソフト面の環境整備を行っている。</p> <p>また、2020年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大にあたっては、Zoom や teams 等のツールを活用し、オンライン、オンデマンド、ハイブリッド、ハイフレックス等の授業に対応できるようICT環境を活かして教育研究活動に取り組んだ。</p>	<p>2) 学生支援</p> <p>a)学修支援</p> <p>大学での学習をスタートするにあたり、大学生として身につけるべき基本的なアカデミック・スキルズ、自己管理・身体管理方法、キャリアデザインに必要な視野を学ぶ全学部対象の初年次教育科目「発信力ゼミ」を開学当初(2018年度)から設けている。少人数クラスの演習形式の授業であり、大学教育への学生のスムーズな適応を促している。1・2年次必修科目の英語は、開学当初(2018年度)より全学でカリキュラムを統一し、能力別にクラスを編成することで、個々の学英の英語力に対応した授業を実施している。</p> <p>学生の学修支援施設として図書館を設置し、グループ学習室、個人研究ブース等を備え、学生の自主的な学習を支援している。さらに、学内のラーニングコモンズ(講義室や実習室などを結ぶ廊下:共有空間)も学びの場として設置し、学生が利用可能なホワイトボードを各所に配置している。</p> <p>b)特別な支援・配慮</p> <p>障がいのある学生が修学や学校生活において必要としている社会的障壁の除去に向けた支援を事案ごとに学生支援コア・チームを構成し検討を行い、関係する教職員と連携を図りながら対応している。</p> <p>c)経済的な支援</p> <p>2020年度から「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、学修意欲があるが家庭の経済状況が苦しい学生に対し、授業料の減免を行っている。また、経済的な理由により期限までの授業料納付が困難な学生に対しては、徴収を猶予している。なお、前述の授業料減免を申請した学生についても、減免の認定又は不認定が決定されるまで徴収を猶予している。これらの経済的支援については、年度当初のオリエンテーションにおいて説明を行う等、学生への周知を徹底している。</p> <p>私費外国人留学生に対しては、学業基準及び家計基準により独自の授業料減免を行っているほか、原則は1年生が入居する寮への2年生以上での入居や、その際の寮費の減免も行っている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	2024年度版学生向けガイダンス 2024年度情報セキュリティガイダンス(学生) eduroam JP参加機関(外部サイト)
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	長野県立大学のホームページ(三輪キャンパス)
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	公立大学法人長野県立大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 公立大学法人長野県立大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における学生等への対応に関する留意事項 長野県立大学障がい学生支援マニュアル
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	長野県立大学(学生生活)ホームページ
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	設置計画履行状況(長野県立大学)

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>1) これまでの取り組みと課題</p> <p>本学における教育研究活動等の状況の自己点検・評価は、理念の実現に向け、学校教育法や学則第3条の規定等に基づいて教育研究水準の一層の向上を図ること等を目的に毎年度、実施してきた。具体的には、各学部・学科の教員を構成員とする自己点検委員会を設置し、毎年度の業務計画を一覧にした「管理表」を用いて教育研究活動のPDCAサイクルを視覚化している。点検・評価のプロセスとしては、①毎年度の初めに、前年度の計画に対する進捗状況・達成状況の確認・評価を各項目の業務を担当する部署が行い、②自己点検委員会で全学的な視点での評価と改善が必要な項目の洗い出しや改善事項を整理し、③各学部長・学科長を構成員に含む学長等の諮問機関である大学運営会議での審議を経て、④各担当部署にフィードバックし、当該年度中に各学部・学科・研究科レベルや教員レベルでの教育研究活動等の改善に向けた具体的な取組を行うように促している。このほか、毎年度、業務計画の進捗状況について「管理表」を活用して、中間段階で同様の自己点検・評価を行い、評価結果を学内へフィードバックし、教育研究活動の改善に活かしている。併せて自己点検評価の結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、大学ホームページで公表している。</p> <p>一方で、本学では、これまで地方独立行政法人法に基づく法人評価が行われるプロセスの中で、自己点検・評価が行われてきており、内部質保証の取り組みとしてより自発的かつ持続的に改善活動を行うための仕組みづくりを課題としていた。</p> <p>2) 内部質保証のための仕組み構築</p> <p>上記の課題改善に向け、自発的かつ持続的な改善活動を行うための仕組みづくりに着手した。具体的には、2023年度より内部質保証委員会を設置し、学長と内部質保証委員会を中心とした新たな内部質保証体制を確立した。また、全学的な内部質保証が継続的に行われるためのアセスメントプランを策定し、これまで各部署単位でしか収集・分析されてこなかった</p>	<p>様々な情報を全学的に収集・分析し改善に結びつけるための仕組みを構築した。一方、今後は構築した仕組みに基づき、確かな改善に結びつけていくための運用・実施が課題となる。</p> <p>3) 自己分析活動の取組みについて</p> <p>本学における教育研究活動は多岐に渡るものであるが、中でも本学の使命や理念、教育目標実現のために重要かつ、特徴的な取組みについて、自己分析を行った。具体的には以下のとおりである。</p> <p>①全学的な学習成果に関する自己分析</p> <p>全学的な学習成果に関する取組みの自己分析として、「No.1 学修成果の可視化とFD・SDによる教育水準の向上」をテーマとして、これまでの取組みと課題を分析した。</p> <p>②使命や理念実現のために重要かつ、特徴的な取組み</p> <p>本学の使命である、「グローバルな視野で未来を切り拓き、地域を創生できるリーダー」育成のための取組みとして、「No.2: グローバル人材育成に向けた海外プログラム」及び「No.3: 外部資格試験 TOEIC L&R を指標とした英語教育の質向上」をテーマとして、これまでの取組みと課題を分析した。</p> <p>③教育目標実現のために重要かつ、特徴的な取組み</p> <p>本学で掲げる全学の5つの教育目標のうち、「リーダーとして相応しい人間力」、「新たな地域社会を創造する力」、「広い視野と多様な価値観を受容する力」、「人生の羅針盤となる教養力」の育成のための特徴的な取組みとして、「No.4: 1年次全寮制と初年次教育プログラムによる効果的な初年次教育」をテーマとして、これまでの取組みと課題を分析した。</p> <p>④各学部・学科におけるディプロマ・ポリシーの特色に合わせた取組み</p> <p>各学部・学科における特色あるディプロマ・ポリシーに合わせた支援に係る取組みとして「No.5: 学部・学科の特色に合わせたキャリア支援教育」をテーマとして、これまでの取組みと課題を分析した。</p>
--	--

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	学修成果の可視化とFD・SDによる教育水準の向上【学習成果】	37
2	グローバル人材育成に向けた海外プログラム	38
3	外部資格試験 TOEIC L&R を指標とした英語教育の質向上	39
4	1年次全寮制と初年次教育プログラムによる効果的な初年次教育	40
5	学部・学科の特色に合わせたキャリア支援教育	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	学修成果の可視化と FD・SD による教育水準の向上【学習成果】
分析の背景	<p>2021 年度に学部完成年度を迎えた本学では、学習成果の可視化に係る懸念点について整理、議論し、2023 年度より学習成果可視化システム（アセスメンター）を導入した。</p> <p>また、アセスメンターの活用方法を含め内部質保証委員会を中心に議論を重ね、アセスメントプランを策定し、可視化された学習成果を収集・分析する仕組みを整えることで教育水準の向上を図っている。</p>
分析の内容	<p>(1) 開学時からの課題（背景）</p> <p>地方独立行政法人法上の法人評価における中期計画において「成績評価に GPA（成績評価値）を用いて、学修成果を可視化して学修に対するモチベーションを高めるとともに、その分布の検証と適正化を行い、その結果を授業内容、方法等の改善につなげる。」と計画を掲げ、毎年度自己点検・評価を重ねてきた。このように、開学時に設定された中期計画では、学習成果の可視化については GPA を用いた方法のみを想定し、計画してきたところである。一方で、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力がどの程度身につけているのかを可視化する方法としては GPA のみでは不十分であることが、開学後に課題として認識された。新システムの導入により、GPA だけではなく、到達目標に係る自己評価や授業改善アンケートの結果も含め、総合的に学習成果を可視化できる環境の構築を目指し、大学運営会議を中心に議論を重ねた。</p> <p>(2) 学習成果可視化システムの導入</p> <p>上記の課題を踏まえ、開学時から導入してきた学務システムを刷新するとともに、学習成果可視化システム（アセスメンター）を 2023 年度より導入した。</p> <p>導入により、学生に各授業科目の到達目標ごとの達成度を自己評価させることで、自己評価と自身の成績評価データに基づく学修成果とを対比させて分析することが可能となった。</p> <p>また、各授業科目とディプロマ・ポリシーの関係性を表すカリキュラムチェックリストと身につけた力の蓄積（GPT）、授業改善アンケートの結果分析を合わせることで、各学生がカリキュラム全体の中でどの程度ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけているのかの可視化が可能となった。さらに、各学生へ学生がどのような力を身につけたのかを示す補足資料として、ディプロマサプリメントを発行することができるようになることで、学生自らの学修の振り返りやすい環境を整えた。また、学修成果可視化システムの活用方法について、FD 研修を実施し、今後の活用を促している。</p> <p>(3) アセスメントプランに基づくデータの収集と分析</p> <p>アセスメンターにより収集されたデータを分析し、改善活動につなげるため、2023 年度に内部質保証委員会を中心に議論を重ね、アセスメントプランを策定した。</p> <p>アセスメントプランに基づき収集された学生調査など他のデータと合わせ、改善活動につなげる仕組みを整えている。</p> <p>(4) 今後の課題</p> <p>ディプロマ・ポリシーに掲げる能力がどの程度身についたかを可視化するために、システムを導入し、改善活動につなげるための仕組みを整えたところであるが、実際の改善活動至るのはこれからである。アセスメントプランに基づき、データを収集しつつ、不断の改善を行える状況を維持する必要がある。</p>
自己評価	<p>開学からの懸案であった学習成果の可視化について、新システムの導入、アセスメントプランの策定など改善のための仕組みを整えた。</p> <p>一方で、今後はシステムのさらなる活用と、実際の改善活動につなげているフェーズに移る必要がある。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・大学運営会議資料（令和 4 年 11 月 22 日、抜粋） ・第 1 期中期計画 ・アセスメントプラン（再掲） ・FD 研修資料、ディプロマサプリメントイメージ

タイトル (No. 2)	グローバル人材育成に向けた海外プログラム
分析の背景	<p>本学では、グローバルな視野で未来を切り拓き、地域を創生できるリーダーを育てるという使命のもと、「異文化体験による海外への気付き、専門分野の学びの動機付け」、「異文化を理解する力、自ら課題に立ち向かうたくましさの獲得」、「英語の実践的対話力の習得と現地でのブラッシュアップ」、「海外の経験を有することで視野を広げ、長期留学へのステップとする」ことなどを目的として、全学科における海外プログラムを実施している。</p>
分析の内容	<p>(1) 海外プログラムの実施主体及び体制 本学では関連資料に掲げる図のように海外プログラム実施体制を整備し、グローバルセンターを中心として、各関係者及び組織が重層且つ密接に協働・連携し、学生の参加、そして指導・支援を実施している。海外研修実施先校は現在世界6か国・7校となり、毎年1学年(約240名)全体が参加する事業となることから、具体的な時期や研修先、実施体制について、グローバル化推進検討会議での意思決定を受けた上で、研修企画の立案と実施、各種ロジスティクスの手配及び危機管理、更に契約事務など細やかな調整を重ねながら実施を行っている。なお実施時期については、多くのプログラムを本学の第2学期(6-7月)に実施しており、海外研修実施先大学等の繁忙期を避け、受入がスムーズな時期に実施している点で4学期制のメリットを生かした設定となっている。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスの感染拡大下において 令和元年度以降の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、渡航を伴う海外プログラムの実施は事実上不可となった。このため、実施方法を切り替え、オンラインを主とする渡航を伴わない形での研修を実施することとなったが、前述の本学使命及び目的を成就すべく、渡航版での実施内容と差異の少ないオンラインプログラムを実施した。以降、日本及び各国の水際対策及び渡航制限の緩和、受け入れ先国及び受け入れ先機関によるルールや感染対策等について注視しながら、令和4年度より渡航を伴う形のプログラムを再開することとなった。</p> <p>(3) 海外プログラムの実施後のアンケート・報告書等による分析とフォローアップ 海外プログラムの実施後には、2019年度よりグローバルセンターが中心となって、担当教職員や一部現地関係者による報告書、並びにオンラインアンケートツールを用いた学生からのアンケート収集を行っている。それらを元に主だった成果や改善点等を取りまとめた上で、特にグローバルセンターとプログラム担当教員間においてチェックと協議を重ね、プログラム内容や期間、学修面、学生の生活面などについて、次年度以降に向けた改善等の調整を行っている。研修内容の大きな改善・変更が伴う場合は、現地への視察・現地関係者との協議も適宜実施している。</p>
自己評価	<p>渡航を伴う実施、並びに特にコロナ禍におけるオンラインを主とした実施についても、学生アンケートにおいては概ね80%以上の満足度が得られていることから、現地での学修や経験は一定の成果があげられていると評価できる。背景には、海外研修実施先大学等をはじめ、関係各所の協力や連携を適切に取り付けながら、本学の使命及び目的に沿ったプログラムの開発と実施がなされているためと考えられる。</p> <p>一方で、現地での英語学修及び専門研修、更には生活面や危機管理面においての課題も示されており、改善を重ねている。例として、英語研修のクラス編成、専門研修先の変更やレベル設定、学生の更なる危機管理意識の啓発などを行っている。また、昨今の円安基調、各国の物価高の状況は海外プログラム実施において経済的な課題を多分に生じさせている。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・海外プログラム体制図 ・グローバル化推進検討会議規程 ・海外プログラム(2023年度)_分析・まとめ ・海外プログラム(学生アンケート_海外実地研修B) ・海外プログラム(教員報告書_海外実地研修B) ・海外プログラム(現地コーディネータ報告書_海外実地研修B含む)

タイトル (No. 3)	外部資格試験 TOEIC L&R を指標とした英語教育の質向上																														
分析の背景	<p>本学は教育目標の一つとして、「世界に関心をもち、英語はもちろん、論理的思考力・発信力や多様な価値観を受け入れる力を海外などで実践的に学び、一方で日本の魅力を相対化して理解し、広い視野をもってグローバル社会で活躍できる人」の輩出を掲げている。当該教育目標の達成のため、2018年度の開学以来、英語力向上に向けた教育の質向上を図ってきており、豊富な学修時間と少人数の段階的科目編成を特徴としてきた。この萌芽期について、第1期中期計画の「2年次修了時まで全学生が TOEIC600点以上」を取得するという評価指標を踏まえて分析する。</p>																														
分析の内容	<p>1. (結果) 全学生を対象とした外部資格試験のスコア TOEIC スコア 英語教育部会が運営主体となり、TOEIC L&R IP テスト（入学年度別英語力推移の測定用）を2年次末までに3回（入学時、1年次末、2年次末）実施し、結果の検証、スコアの維持・改善に努めている。</p> <p style="text-align: center;">入学年度別の TOEIC スコアの平均と 600 点達成率の推移</p> <table border="1" data-bbox="389 640 1474 882"> <thead> <tr> <th>平均スコア</th> <th>2018年度 入学生</th> <th>2019年度 入学生</th> <th>2020年度 入学生</th> <th>2021年度 入学生</th> <th>2022年度 入学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年当初</td> <td>423</td> <td>416</td> <td>508</td> <td>469</td> <td>436</td> </tr> <tr> <td>1年次末</td> <td>実施なし</td> <td>499</td> <td>566</td> <td>534</td> <td>531</td> </tr> <tr> <td>2年次末</td> <td>560</td> <td>545</td> <td>612</td> <td>627</td> <td>606</td> </tr> <tr> <td>600点達成率</td> <td>44.2%</td> <td>37.4%</td> <td>55.7%</td> <td>55.8%</td> <td>55.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 運営体制 カリキュラム運営の改善のため、英語教育部会(英語科目担当専任教員で構成)で日常的に情報を共有し、毎月1回を基本として会議を開催、さらに部会内各種WGを設置している。同一科目を複数クラスで展開していることから、指導内容に不公平感が生じないように、各科目のガイドラインや共通の評価基準を作成し、専任教員と非常勤教員との連絡会などを通じて共有することで、標準化を図るための対応を順次重ねてきた。さらにカリキュラムの見直し(2022年・2024年)や英語学習のモチベーション向上の各種施策を組織的に行ってきた。</p> <p>3. 英語カリキュラム運用における検討</p> <p>① 海外プログラムと連携したカリキュラム カリキュラム前半にアカデミック英語の基礎を学ぶ科目群を開講し、その動機づけと実践機会として海外プログラム(専門課程の一部)が提供され、後半には学科別のキャリア志向を踏まえた科目群を配置し、TOEICの高得点取得を促す。TOEICスコアは、中期計画の評価指標として適宜報告し、自己及び外部評価を踏まえて検討を行っている。</p> <p>② 習熟度別少人数クラス編成(各学年240人程度で10クラス、1クラス25人程度) 1年次はCASECによる3段階のクラス編成を行い、2年次進級の際は、CASECと語彙テスト(NGSL)、TOEICを活用して2段階のクラス編成を学科別に行う。2021年度から、2年次は学科特性を重視する方針とした(食健康学科は30人程度の1クラス)。</p> <p>③ モチベーション向上策 学科特性を踏まえ、TOEIC学習で培った英語力を実感できる機会を提供する。グローバルマネジメント学科では、自ら考案した製品やサービスを英語で説明する「トレードショー」(プロジェクト型学習)、食健康学科では栄養英語、こども学科では幼保英語を扱う学修内容を定めている。さらに全学生に対して、自主学習を促す共通評価項目として、1年次と2年次に別々のeLearning課題を設定している。</p>	平均スコア	2018年度 入学生	2019年度 入学生	2020年度 入学生	2021年度 入学生	2022年度 入学生	1年当初	423	416	508	469	436	1年次末	実施なし	499	566	534	531	2年次末	560	545	612	627	606	600点達成率	44.2%	37.4%	55.7%	55.8%	55.2%
平均スコア	2018年度 入学生	2019年度 入学生	2020年度 入学生	2021年度 入学生	2022年度 入学生																										
1年当初	423	416	508	469	436																										
1年次末	実施なし	499	566	534	531																										
2年次末	560	545	612	627	606																										
600点達成率	44.2%	37.4%	55.7%	55.8%	55.2%																										
自己評価	<p>TOEICのスコアが、国際ビジネスコミュニケーション協会発表のデータで全国平均を大きく上回り、継続して向上している点など、英語教育の成果を評価できる一方、2年次修了時まで全員の600点取得という評価指標は達成されていない。多様化するニーズに応えながら教育の質向上を図るには、中期計画とは別にTOEIC以外の指標も導入することが今後の課題ではないかと考えられる。</p>																														
関連資料	<p>英語教育(英語集中プログラム)(公式サイト)、年度計画・業務実績(公式サイト)、長野県立大学シラバス(公式サイト)、 英語教育部会細則 『EPGMハンドブック』(学生配布用)</p>																														

タイトル (No. 4)	1 年次全寮制と初年次教育プログラムによる効果的な初年次教育
分析の背景	<p>初年次教育は、本学で掲げる全学の5つの教育目標のうち、「リーダーとして相応しい人間力」、「新たな地域社会を創造する力」、「広い視野と多用な価値観を受容する力」、「人生の羅針盤となる教養力」の育成に取り組む。その三本柱は、①発信力ゼミ、②一年次全寮制、③英語集中プログラムであるが、本項では①と②について述べる（③についてはNo. 3を参照）。</p> <p>発信力ゼミは、学部学科横断の1年次必修の少人数（15名程度）通年科目である。初年次教育としてアカデミック・スキルズ（以下AS）の修得と自己理解を深めることを目的としている。全学科から15名の教員が参加し運営している。学生アンケート（2018, 19年度末、以下A）、発信力ゼミワーキンググループ（以下WG）、授業担当者ミーティング（以下MTG）で現状を分析し、以下①～③を改善した。</p> <p>1年次全員寮制は、全人教育の場として自律性、主体性、人間関係性を養うとともに、地域との連携を図ることにより社会に目を開く機会を提供することを目的としている。</p>
分析の内容	<p>発信力ゼミ：①ゼミ振り分け方法の改善。初年度（2018）は年度当初に所属希望を提出させ振り分けていたが、2018, 19年度は、ゼミにより志望人数に極端な偏りがあり、希望外ゼミ所属者が多数存在していた。2018年度のAによりゼミ振り分け不満等が可視化された。WGとMTGでこの件を協議し、翌年から通年授業を前半と後半に分け、前半のみ機械的な振り分け、後半を志望制にした。さらに2020年度からは、紹介ビデオ視聴後の予備調査と本調査からなる二段階調査に変更した。以後、希望外ゼミ所属学生は10名程度に抑えられている。②授業内容の統一。2018年度、授業内容（28回）は担当教員に一任されていたが、AとMTGで授業内容の不統一が可視化され、WGで改善を協議した。2019年度から、通年授業前半（12回）は、統一の授業計画案に基づきASを学び、後半（16回）は、ASの復習と各クラス独自の活動を行うことに変更。さらにWG・MTGの議論で2022年度からは発信力ゼミI・II（各半期）として再編し、zoomで全教室を繋ぐか、2回程度は大教室を利用し一人の担当者が講義する方式に変更。これにより少人数授業を担保しつつ、授業内容を統一した。③授業運営方法の改善。WGとMTGの議論を元に、2022年度から前半のASの内容を4つに大別。授業計画立案と授業運営を、4チームが分担する方式に変更。これにより各回の内容をチームとして複数の目で精査・検討できた。加えてチャットツールの利用で担当者の議論の活発化と効率化、議論過程の共有資料化を実現した。</p> <p>1年次全寮制：寮生活や寮生の人間的成長の把握については、初年度から毎年、学生支援係による寮生を対象としたアンケートを実施している。2018, 19年度のアンケート結果からは、「寮生活を通じての自身の変化」の問いに、「自立できた」「人それぞれ価値観が異なることを学んだ」「思いやり、許容する心が身についた」などの回答があり、寮での共同生活による教育効果が見て取れる。新型コロナウイルス感染症の流行により、全員入寮は2018, 19年度のみで、2020-22年度は入寮者数の制限を余儀なくされた。コロナ禍では感染リスク低減のため、2名1室のところを1名1室となった。それゆえ寮生の悩みや意識する課題が、同室者やユニット内などの対人的なものから、住環境のもの（「湯舟がない」「ネット接続が悪い」など）へとシフトした。2名1室時に想定していた、「不自由のある環境の中で寮生同士が学び合い、助け合い、切磋琢磨することで人間性豊かなリーダーを育成する」、という本来の教育効果が出づらいつつあったことが見て取れる。他方、各年度のアンケートの回答率は、ばらつきが大きく、内容には「大学への交通手段」や「学習時間」「アルバイトの状況」などといった実態把握が多分に含まれており、寮の教育効果を客観的に図るには設問や実施時期、対象者の検討が必要と認識した。2023年度からは1年生のほぼ全員が入寮し、従来のコンセプト通りの実施が期待される。</p>
自己評価	<p>発信力ゼミ：A, WG, MTGを通じ、改善を絶えず実現してきたが、WG・MTGで次の課題が指摘されている。①ASの定着と深化（IIでの復習方法の統一、引用や参考文献表記の学習改善など）②学習効果に関する高学年学生へのアンケート。③組織的位置づけがあいまいなWG・MTGの組織的位置づけ。</p> <p>1年次全寮制については、これまでのアンケートでは人間力の向上を可視化して評価し、寮における教育プログラムの改善に役立terるといふ点では不十分であることから、令和6年度からの第2期中期計画においては、「人間性・主体性・社会性等を図る指標として利用できるアンケート整備及びその実施」を計画し、これに着手している。</p>
関連資料	発信力ゼミ ：アンケート、発信力ゼミWG及びMTG開催日、発信力MTG2021_2023目次 一年次全寮制 ：アンケート分析

タイトル (No. 5)	学部・学科の特色に合わせたキャリア支援教育																											
分析の背景	各学部・学科が掲げるディプロマポリシーはそれぞれの特徴があり、進路に関する支援についても、それぞれの特徴に合わせた取り組みが必要となる。本学初となる1期生のキャリア支援は、卒業生(OB・OG)不在であることに加え、コロナによる大幅な就職環境の変化など厳しい状況が重なり、困難を極めた。しかし、4年間の体系的キャリア教育をベースにしなが、学生個人を重視した支援を徹底することで全員が納得する進路決定をすることが出来た。																											
分析の内容	<p>1. 入学から卒業まで4年間の体系的支援体制 自己理解を深め、自己の価値観に合った進路を自ら選んで開拓するために、4年間を3期に分けて、①キャリア支援②進路選択支援③就職支援の3段階の支援を体系的に行っている。支援内容についてはキャリアWGにて定期的に検討、検証を行い改善に取り組んでいる。</p> <p>2. 手厚いキャリア・就職相談体制 キャリアセンターでは、国家資格保有のキャリアコンサルタントによるキャリア相談を実施し、学生がいつでも気軽に相談できる体制を整えている。その結果、キャリア相談が23卒で83.4%の高い利用率となっている(表1参照)。年度末に相談担当者にアンケートを実施、その内容をWGにて検証し、次年度の支援スケジュールや支援方法の改善に活かしている。</p> <p><表1 キャリア相談利用データ></p> <table border="1" data-bbox="368 862 1173 987"> <thead> <tr> <th>卒年</th> <th>利用者数</th> <th>延べ件数</th> <th>一人あたりの平均回数</th> <th>利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22卒</td> <td>155人</td> <td>922件</td> <td>5.95回</td> <td>72.8%</td> </tr> <tr> <td>23卒</td> <td>171人</td> <td>1059件</td> <td>6.19回</td> <td>83.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. インターンシップ 進路の選択肢の幅を広げるため、1年次から参加可能であるインターンシップを実施。コロナ禍においてもオンラインを併用し、プログラムを継続し、年々参加学生、協力企業ともに増加している(表2)。終了後、受入先へのアンケートの結果を分析し、キャリアWGにて検証し、次年度プログラムや事前研修の内容に反映している。</p> <p><表2 インターンシップ参加実績></p> <table border="1" data-bbox="368 1220 1289 1346"> <thead> <tr> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28社・団体</td> <td>34社・団体</td> <td>53社・団体</td> <td>57社・団体</td> </tr> <tr> <td>86名参加</td> <td>85名参加</td> <td>111名参加</td> <td>110名参加</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 就職アドバイザー制度 卒業生がいないというハンディを補うために、内定した学生が後輩にノウハウを伝授する就職アドバイザー制度を令和2年度に設立し、現在も継続している。個別相談や内定者報告会などを自主的に企画運営し、最後は「県大生の県大生による県大生のための就活攻略本」にまとめ、後輩へノウハウを継承している。後輩のためだけでなく、アドバイザー自身も活動を通じてスキルアップし、成長の機会を実感していることがアンケートからも示されている。</p> <p>5. 収集したデータの分析と活用 就職率については、キャリアセンターで取りまとめ、内部質保証委員会へ報告がなされた上で3ポリシーの整合性を点検するようアセスメントプランを定めた。 キャリア相談利用データやインターンシップ参加実績についてはキャリアWGで共有された上で、点検を行い、必要に応じて学科の意見を集約し、改善につなげる仕組みを構築している。</p>	卒年	利用者数	延べ件数	一人あたりの平均回数	利用率	22卒	155人	922件	5.95回	72.8%	23卒	171人	1059件	6.19回	83.4%	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	28社・団体	34社・団体	53社・団体	57社・団体	86名参加	85名参加	111名参加	110名参加
卒年	利用者数	延べ件数	一人あたりの平均回数	利用率																								
22卒	155人	922件	5.95回	72.8%																								
23卒	171人	1059件	6.19回	83.4%																								
令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																									
28社・団体	34社・団体	53社・団体	57社・団体																									
86名参加	85名参加	111名参加	110名参加																									
自己評価	1期生の就職率100%(実就職率公立大学1位、国際系学部1位)という実績をあげることができた。以降も学部・学科の特色に応じたきめ細かいキャリア支援を継続、2期連続就職率100%という高い実績を維持している。																											
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学HP「キャリアセンター」・ 大学HP「就職・進路実績」 ・ 県大生の県大生による県大生のための就活攻略本 ・ 長野県立大学キャリアセンター規程 ・ インターンシップ受入先アンケート分析 ・ 就職アドバイザー活動終了アンケート分析 ・ 就職アドバイザー活動概要 																											

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>1) 本学の理念と使命</p> <p>本学は以下の理念と使命を掲げる。</p> <p>【理念】</p> <p>長野県の知の礎となり、未来を切り拓くリーダーを輩出し、世界の持続的発展を可能にする研究成果を発信することで、人類のより良い未来を創造し、発展させる大学をめざす。</p> <p>【使命】</p> <p>自ら考え、自ら学び、主体的に行動し、成長する機会を世界に求め、世界中のイノベーターと出会い、グローバルな視野で未来を切り拓き、地域を創生できるリーダーを育てる。</p> <p>①リーダー輩出</p> <p>幅広い豊かな教養教育、実践重視の高度な専門教育、寮生活や海外研修などによる全人教育によって、新たな時代を担う様々な資質や能力を備えたリーダーを輩出する。</p> <p>②地域イノベーション</p> <p>長野県の豊かな自然や長い歴史・伝統を理解し、大切にするを通して、県の産業・文化・生活を活性化する「知の拠点」となり、地域に開かれた大学、地域とともに歩む大学をめざす。</p> <p>③グローバル発信</p> <p>健全な批判精神をもち、先進的な研究はもとより、長野県の産業や文化を基盤とした学際的な研究を推進して、新たな知を創出し、その成果を地域に還元するとともに、長野から世界に向けて発信する。</p> <p>2) 理念・使命実現のための特色ある取組み</p> <p>上記の理念、使命のうち特に本学の使命の一つである「地域イノベーション」の実現のための特色ある教育研究の取組みを中心に自己評価を行った。具体的には以下のとおりである。</p> <p>①CSI を中心とした地域貢献の推進と起業支援など特色ある学生支援に関する取組</p> <p>ソーシャル・イノベーション創出センター (Center for Social Innovation Initiatives、略称 CSI) を中心に行われてきた地域貢</p>	<p>献の推進と起業支援など、大学内外の多様な人と知的資源を結びつけ、新たな地域社会を創造する力を育むための取組みを分析し、自己評価する。CSI の取組みを通して、本学の使命の一つである「地域イノベーション」の実現がこれまでどのようにはかかれてきたかを評価するものである。</p> <p>②各学部・学科を中心とした特色ある学生の課外活動や地域貢献活動</p> <p>No.2 から 4 において、グローバルマネジメント学部グローバルマネジメント学科、健康発達学部食健康学科、健康発達学部こども学科をそれぞれ中心として行われてきた地域貢献活動等のうち、組織的に支援がおこなわれてきたものについて分析し自己評価を行った。</p> <p>3) 今後の課題</p> <p>自己評価を通して、本学の使命実現のために様々な有意義な活動が行われていることが把握できた。一方で、各教職員、あるいは複数の教職員レベルでの取組みにも有意義なものがあるものの、組織的な支援にまでは至っていない活動があることも課題として認識された。</p> <p>今後は、大学が継続的に地域イノベーション実現に係る様々な活動を把握し、組織的に支援を行うとともに、改善活動につなげるためのより良い仕組み構築が必要である。</p> <p>なお、このような課題解消のために、No.2 に記載の「GM 学部地域活動報告会」のような組織内で地域貢献活動を共有するための取組みがすでに生まれていることから、一定の改善がすでに行われている。さらなる改善に向けて、今後継続して、組織的な情報共有と支援体制の構築をめざす。</p>
--	--

2) 特色ある教育研究の取組み (目次)

No.	タイトル	ページ数
1	CSI を中心とした地域貢献の推進と起業支援など特色ある学生支援に関する取組	45
2	グローバルマネジメント学部における特色ある学生の課外活動及び地域貢献活動支援	46
3	食・健康・栄養について学ぶ学生の特色ある学び (課外活動) 及び地域貢献活動支援	47
4	地域や社会の特性をふまえ、よりよい保育・子育て環境を計画し、実践できる力を育てる取組	48
5		49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	CSI を中心とした地域貢献の推進と起業支援など特色ある学生支援に関する取組
取組の概要	<p>「ソーシャル・イノベーション創出センター (Center for Social Innovation Initiatives、略称 CSI)」は、本学の使命の一つである「地域イノベーション」を実現するため、開学時 2018 年度に設置された。CSI は、大学を基盤に学内外の多様な人に向け、ソーシャル・イノベーションを創出するための様々なアクションをすることで、大学の知と人材を地域や企業を結びつけ新しい変化を促進する。また、社会課題解決に向けて、各地域に常駐する地域コーディネーターを相談窓口に、大学と事業者・企業・自治体・地域などとの接点を見つけ、それぞれを結びつけるコーディネートを行う。</p>
取組の成果	<ol style="list-style-type: none"> 産学官連携・地域連携の取組 CSI は市町村、県及び企業と連携し、互いの長所を活かしながら地域におけるソーシャル・イノベーションを創出するため、各機関との積極的な関係づくりを進めている。2024 年 4 月末現在、15 の関係先と連携協定を締結し、CSI が外部から学内への連携申し出のコーディネート機能を果たしている。また、4 人の地域コーディネーターの知見とネットワークを活かし、地域づくりの支援を行っている。(例：王滝村における「ひろがれ！推し村プロジェクト」。詳細は「CSI JOURNAL 2018-2023」を参照。) SDGs 支援の取組 地域企業の支援により学生の SDGs 等に関する取組を支援する「SDGs・地域貢献アイデアコンペティション」を 2022 年から開催。エシカル消費を普及する活動やガチャポンによる SDGs の認知度向上を目指す取組などが選ばれた。学生自ら学園祭での中間報告会を企画するなど積極的に活動している。また国・県による地域 SDGs コンソーシアムのメンバーとして CSI 教職員が知見を提供し、全国初となる「長野県 SDGs 推進企業登録制度」の立ち上げに貢献した。 学びの場の提供 地域に開かれた大学として本学教職員等を講師とした講座を実施するなど、県民や学生に多様な学びの場を提供している。「起業塾」、「公開講座」、「デリバリー・アカデミア」などの取り組みを行っている。 学生による起業の支援 グローバルマネジメント (GM) 学部では企 (起) 業家コースを設け、日々変化する現代の経営環境の中で、アントレプレナーシップをもって新たな事業を構想し、それを具現化できる能力をもった人材を育成している。学部共通必修科目として、「アントレプレナーシップ論」、「ソーシャル・ビジネス論」など、これからの企業経営に必要な基礎的理論を学ぶ。また、「リーダーシップ論」、「ソーシャル・イノベーション論」などのコース選択必修科目を通して実務と理論の架橋する実践知と事例を学修する。さらに選択科目「ソーシャルビジネス・プランニング I～IV」で自分のビジネスプランを作成する。 GM 学部の正課科目で起業家マインドを養成するだけではなく、CSI を中心に大学在学中から起業家として挑戦できる環境を提供している。CSI では地域で活動しているイノベーターや地域事業者、自治体等の外部人脈と学生をつなげ、また学生のアイデアをブラッシュアップするための相談役になるなど、はじめの一步の伴走支援役や、共創・触発を促す役割を担っている。こうした支援体制は、前述の GM 学部だけでなく、食健康学科・こども学科の学生に対しても同様である。なお、CSI では在学中起業をことさら数値目標には掲げず、学生を起業に誘導・勧誘しているわけではない。学生は、地域の大人達のサポートにより、主体的に行動し、自身の意思決定により起業している。 CSI のこれらの活動は毎年度「CSI JOURNAL」にまとめられ、学内外に周知されている。
自己評価	<p>大学という未来の若者を育てる機関として積極的に学生を巻き込み地域イノベーションに係る地域課題や SDGs に取り組んでいる。また CSI という部署があることで、これまで高等教育機関と接点が無かった方でも気軽に相談でき、大学が身近になったと好評である。一方で、今後は各学部・学科が実施している地域貢献活動を的確に把握し、横のつながりを強化していくことが必要である。</p>
関連資料	<p>ソーシャル・イノベーション創出センター (https://www.u-nagano.ac.jp/cooperation/csi/) CSI JOURNAL 2018-2023 (https://www.u-nagano.ac.jp/cooperation/csi/journal/) 王滝村「ひろがれ！推し村プロジェクト」活動報告会 (https://www.u-nagano.ac.jp/csi-news/otaki_oshimurapj/)</p>

タイトル (No. 2)	グローバルマネジメント学部における地域貢献活動支援
取組の概要	<p>グローバルマネジメント学部では「グローバルな英知、多様な価値観や異文化を理解し、交流するための教養と発信する能力」「豊かな人間性と高い倫理観を持ち、自律的に目標を掲、協働して実現するためのリーダーシップと実現の道筋を論理的に見極める能力」「未来を切り拓き、グローバルにチャレンジできるための専門的知識とたくましく生きる能力」「グローバルな視点から、現代社会の多様な課題に対して論理的に思考する能力」をDPに掲げている。これらを実現するため、本学部では以下に例示する、行政、地域、企業など多様なセクターと連携した課外活動、地域貢献活動を実施・支援している。実施にあたり、運営会議に報告し、承認されている</p>
取組の成果	<p>1) 地域をフィールドした課題探求・解決策検討 (PBL 活動) の場の設定</p> <p>①「長野市未来政策アイデアコンペティション 2020～セカイに学びナガノに活かす～」:本学学生サポートセンターが、長野市企画政策部企画課・人口増推進課と協働し、「長野市後期基本計画」策定に向けた上記コンペティションを実施した(2020年)。ゼミや学生団体等から30件の提案があり、うち10件が本選進出者として長野市に対してプレゼンを行った(資料①)。</p> <p>②「大町市=シンガポールプロモーションプロジェクト」:「大町市=シンガポールプロモーションプロジェクト」が長野県庁『チャレンジナガノ!』の事業に採択されている。理事長のコーディネートにより、シンガポール Fifty One Media 社との共同プロジェクトが2023年度7月より稼働。中川ゼミが中心になり SNS マーケティングとシンガポールのインフルエンサーによる体験旅行を企画・実施予定(資料②)。</p> <p>2) 地域をフィールドとした教員のゼミ・授業科目における PBL 活動等の支援</p> <p>*CSI が情報提供し、活動のきっかけや地域主体とのつながり作りを支援したもの(資料③)。</p> <p>①「健康社会」の実現に向けた取組:宮崎ゼミが、「長野県 ACE プロジェクト」へ新提案をし、一部を実現した。同ゼミが「若者のためのこころの健康アップ講座(ゲートキーパー養成講座)」を実施し、県内他大学に拡大した。同ゼミが「保健医療福祉専門職のための起業塾」を2018年度より Seedling Field (元開業保健師会長野研究会)と合同開催した。</p> <p>②千曲市森地区・長野市大岡地区でのフィールドワーク:中川ゼミが、長野市大岡地区・千曲市森地区の自治会に参加。地域が抱える課題について2022年度3・4学期にゼミ生たちがインタビュー調査し、考察を発表した(KDDI 株式会社協賛)。</p> <p>③長野県「ここからエシカル MAP」の作成:東ゼミが、長野県くらし安全・消費生活課からの受託事業として、エシカル消費を推進するための「ここからエシカル MAP」を、諏訪地域(2022年度)、木曾地域(2023年度)を対象に作成した(資料④)。</p> <p>④長野県「しあわせバイ信州運動プロモーション」:中村稔彦ゼミが、2023年長野県産業労働部産業政策課主催の「しあわせバイ信州運動プロモーション」に業務に係る県内大学生による効果的な県産品 PR に関する研究・提案に参加し、10月の最終プレゼンテーション審査会において「発酵食品チーム」が最優秀賞(第1位)、「農産物チーム」が第2位という成果を得た(別紙①)。</p> <p>こうした地域活動により、座学の講義科目のみでは学修できない様々な知識・能力や経験を学生は得ることができている(例えば、別紙②『「ここからエシカル MAP 作成」参加学生からの感想』を参照)</p>
自己評価	<p>認証評価WTは、これらの情報を学部教員会議を通じて収集した。上記のように GM 学部の地域活動は優れた成果を生み、また学内および外部から評価を得ている。一方で、DPの実現に資する、このような効果的な取り組みの情報が運営会議レベルでは把握されているものの、学部教員間で共有されていないことを鑑みて、2024年1月に「GM 学部地域活動報告会」を実施し活動情報の共有を図った。その後、参加者アンケートの内容を学部教員会議で報告した(別紙③)。</p> <p>理事長・学長裁量経費や、CSI との連携など、全学的な支援の仕組みは活用できているが、学部内での組織的な取り組みや支援、情報共有が不十分であるので、今後強化してゆく。</p>
関連資料	<p>資料①:長野市未来政策アイデアコンペティション 2020「本線」政策アイデア発表(YouTube「長野市チャンネル」) / 資料②:長野県 Web ページ / 資料③:『CSI Journa 2022』(Web ページ) / 資料④:長野県版エシカル消費(Web ページ)</p> <p>別紙①:『信濃毎日新聞』2023年10月12日朝刊経済面 / 別紙②:「2022年度・2023年度『ここからエシカル MAP 作成』参加学生からの感想」 / 別紙③:「2023年度『GM 学部 地域活動報告会』実施報告」</p>

タイトル (No. 3)	食・健康・栄養について学ぶ学生の特色ある学び（課外活動）及び地域貢献活動支援
取組の概要	食健康学科では、「高いコミュニケーション能力」「リーダーの資質をもち、栄養・食を通じて人の健康を支える力」「地域社会への貢献」「論理的・科学的に思考し、実践することが出来る力」等を DP に掲げている。これらを達成するため、専門家との交流、多彩な演習、実験・実習、臨地実習や学生の課外活動、地域貢献活動を行っている。加えて、健康栄養科学研究科では、科学的な視野と多角的視野を備えた健康栄養分野におけるリーダーとなる人材の養成を目指し、高度な専門的知識と技能を有する人材を養成するため、研究・教育を行っている。
取組の成果	食健康学科は、管理栄養士養成課程であり、「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム (https://jsnd.jp/r02kourou.html)」を基にカリキュラムを編成している。管理栄養士の仕事は、Science & Art と言われており、確かな知識と技術を基盤に、対象（者）の背景やニーズに合わせた上で、創造性を発揮し支援していくことが求められている。上記を念頭に置き教育を行いつつ、地方公立大学の特性を踏まえて、地域と連携した特色ある学びや地域貢献活動に重きを置いた教育を行っている。また、健康栄養科学研究科では、健康栄養学分野のリーダーを養成すべく、学術的な学びを重視している。 <p>1) 特色ある学生の学び</p> <p>①充実の臨地実習：資格取得のための必修の臨地実習（Ⅰ～Ⅲ）に加え、選択の臨地実習（Ⅳ～Ⅷ）を設定し、希望学生には多くの現場を経験出来るカリキュラムを用意している。これにより最長で 500 時間の臨地実習が可能であり、資格取得の最低実習時間の 3 倍近い実習を行うことが出来る（資料①）。</p> <p>②第一線で活躍する管理栄養士・研究者による講話：食健康学科では、現場で活躍する管理栄養士を招き、業務内容や活動における困難や喜びについて学ぶ機会を提供している。特に 1 年次の管理栄養士活動論演習では、各職域において第一線で活躍する管理栄養士を招き、キャリア教育に繋げている（資料②）。また、内容等も学科会議で共有しており、1 回目の授業は全教員が参加している。健康栄養科学研究科では、日本のトップレベルの研究者を招き、授業や公開講座を通して、高度な専門的知識を得るための機会を提供している。</p> <p>③国家資格取得への取り組み：管理栄養士国家試験の対策は食健康学科を挙げて行っている。本学では、学習計画ファイルを基に、学生が自ら学びの計画を立て、国家試験対策委員や各教員が助言・アドバイスを行うなど、学生の主体性を大切に支援を行っている。その甲斐あって、国家試験の合格率は、2021 年度 96.7%、2022 年度 100%、2023 年度 96.4%と好成績を取っている（資料③）。</p> <p>④学会等学術的発信：健康栄養科学研究科では、修了に際して学会発表を義務づけており、研究成果を発信できる人材の育成に努めている。これまでの 2 年間で 5 件の学会発表（国際大会、全国大会、地区大会の筆頭発表者）を行っており、第 17 回信州公衆衛生学会総会では、院生が奨励賞を受賞している。学会参加の意識は学部生も高く、在学中に学生が筆頭発表者となった学会発表が 6 件、地域フォーラムでの発表が 2 件であり、高い学術的思考を有している（資料④）。</p> <p>2) 地域活動の共有</p> <p>地域貢献活動は 2018 年度から毎年度自己点検評価における自己点検評価報告書の中や学科会議で共有している（資料⑤～⑨）。</p>
自己評価	食・健康・栄養の専門家を目指すためには、科学的な知識と応用力、実践力を身に付けることが求められる。本学では、科学的な知識の獲得のため、管理栄養士として第一線で働く方や一流の研究者の講義、国家試験取得に向けた学び、学会発表に向けた取り組みを通して学習している。その成果もあって、国家試験の合格率は高い水準を維持し、また多くの学会発表など目覚ましい成果を挙げている。応用力・実践力については、臨地実習や学生主体の課外活動、地域貢献活動を通して学んでいる。大学の授業をきっかけとし、様々な活動を学生主体に行っており、それを教員がサポートする体制も出来上がっている。また、それらの活動を後輩たちが引き継いでおり、今後も更なる学びに発展する可能性がある。
関連資料	資料①学生便覧（再掲）、資料②管理栄養士活動論シラバス、資料③国家試験合格 2022 年度 、 2023 年度 、資料④学会等発表一覧、資料⑤ 自己点検評価報告書 、資料⑥ ソルガムで焼き菓子 、資料⑦蔵の町並みキャンパス、資料⑧ 災害時活用レシピ 、資料⑨ ジビエ食堂

タイトル (No. 4)	地域や社会の特性をふまえ、よりよい保育・子育て環境を計画し、実践できる力を育てる取組
取組の概要	<p>本学では、「地域を創生できるリーダー」を育てることを使命としており、実践重視の高度な専門教育や海外研修などによる全人教育によってその実現を目指している。このようなことをふまえてこども学科では、地域の保育・幼児教育の実状だけではなく、海外の現状についても学ぶことで広い視野で保育・子育て環境を計画し、実践できる力を育成している。</p>
取組の成果	<p>(1) 地域の保育・幼児教育の実状を理解し、それらの課題をふまえて保育を計画・実践する力の育成 本学が掲げる実践重視の高度な専門教育を実現するため、こども学科では15名の専任教員が専門性を生かして学生の指導にあたっている。とくに、各教員がそれぞれの専門分野に基づいた学外授業や、幼児教育・社会福祉施設などで見学を実施することで、学生が地域の実状を知る機会を多方面から設けている。一方で、学外授業における経費の使途が限られており、学生が交通費を負担しなければならない事例が生じるなど、システム上の改善が求められていた。このことを受け、他公立大学の状況を調査したうえで、学長、両学部長、事務局で検討した結果、2022年度(2学期)より教育経費の使途が全学的に拡大され、より柔軟に学生が大学以外の場で学べるように改善された。</p> <p>また、実践重視の専門教育を実現するために、上記のような正課の授業だけではなく、学んだ知識を生かす場としてサークル「ぐるんぱ」の活動も支援している。本サークルは、地域の親子を大学に招くことで「つながりの場」を提供しており、そこでは保育技術の向上だけではなく、保護者支援も含めて活動がおこなわれている。この活動に対しては、顧問の教員だけではなく多様な教員が関り、それぞれの専門分野から助言や支援をおこなっている。このように正課の授業だけではなく、サークル活動も含めた包括的な教育・支援をおこなうことで、地域の実状をふまえた実践力の向上を図っている。</p> <p>(2) 海外の保育事情を学び、広い視野で日本や地域の保育・幼児教育をとらえる力の育成 実践力をもった「地域を創生できるリーダー」を育成するため、地域の実情を学ぶだけではなく、世界の現状を学ぶ機会も本学では重視している。そのような全学的な方針を実現するために、こども学科では海外プログラムによる異文化体験とおして海外の保育事情を学び、日本の保育を相対化して理解できる機会を設けている。具体的には、第3学年においてフィンランドに2週間渡航し、幼児教育の先端的な研究がおこなわれているヘルシンキ大学で講義を受けるほか、国家教育委員会や公立・私立園での実習をおこなっている。本プログラムでは、その改善を目的としてプログラム終了後にアンケートを実施しており、学習内容だけではなく、移動手段や滞在場所、現地での生活全般についても細かな情報を集めて、次年度に生かす取り組みを続けている。具体的な改善例としては、現地の保育を実際に体験したいという声が多かったため、実習をなるべく多くおこなえるようプログラムを工夫したり、細かなことではあるが、現地の電化製品(洗濯機や調理器具など)の使い方をあらかじめ伝えたりするなどして、学生が不慣れな地でも極力多くの学びが得られるようその都度改善を図っている。</p>
自己評価	<p>教員の多様な専門性を生かした地域理解と、海外プログラムによる国外の現状をふまえた保育・教育観の育成は、全国的にも貴重な教育内容であり、本学の特色ある教育として今後も改善を図りながら継続していきたい。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野県立大学の理念」 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/idea/ ・「こども学科カリキュラム・ポリシー」 https://www.u-nagano.ac.jp/about/outline/policy/curriculum/ ・「教育経費の使途拡大について (概要)」 ・「ぐるんぱ (インスタグラム)」 https://www.instagram.com/groompa_un2/ ・「海外プログラム報告会」 https://www.u-nagano.ac.jp/news/kodomo_20231121/ ・「2023年9月海外プログラム報告書 こども学科4期生」

タイトル (No. 5)	
取組の概要	
取組の成果	
自己評価	
関連資料	

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項		記入欄						備考				
大学の名称		長野県立大学										
学校本部の所在地		長野県長野市三輪8-49-7「三輪キャンパス」										
教育研究組織	学部・学科等の名称		開設年月日		所在地			備考				
	グローバルマネジメント学部 グローバルマネジメント学科(昼間)		2018年4月1日		長野県長野市三輪8-49-7「三輪キャンパス」							
	健康発達学部 食健康学科(昼間)		2018年4月1日		長野県長野市三輪8-49-7「三輪キャンパス」							
	健康発達学部 こども学科(昼間)		2018年4月1日		長野県長野市三輪8-49-7「三輪キャンパス」							
	研究科・専攻等の名称		開設年月日		所在地			備考				
	健康栄養科学研究科 健康栄養科学専攻(修)		2022年4月1日		長野県長野市三輪8-49-7「三輪キャンパス」							
大学院課程	研究科・専攻等の名称		開設年月日		所在地			備考				
	ソーシャル・イノベーション研究科 ソーシャル・イノベーション専攻		2022年4月1日		長野県長野市三輪8-49-7「三輪キャンパス」							
	別科・専攻科・附置研究所等の名称		開設年月日		所在地			備考				
	—		—		—							
	—		—		—							
	—		—		—							
学生募集停止中の学部・研究科等		—										
教員組織	学部・学科等の名称		専任教員等						備考			
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数
	グローバルマネジメント学部 グローバルマネジメント学科(昼間)		15人	14人	7人	1人	37人	14人	7人	—人	49人	20.1人
	健康発達学部 食健康学科(昼間)		6	5	3	1	15	8	4	5	13	9.5
	健康発達学部 こども学科(昼間)		7	7	0	1	15	8	4	—	1	11.1
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)		—	—	—	—	—	14人	7人	—	—	—
	計		28人	26人	10人	3人	67人	44人	22人	5人	63人	
	研究科・専攻等の名称		研究指導教員及び研究指導補助教員						備考			
			研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員
	健康栄養科学研究科 健康栄養科学専攻(修)		8人	5人	6人	14人	4人	2人	2人	6人	—人	2人
計		8人	5人	6人	14人	4人	2人	2人	6人	0人	2人	
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		専任教員						備考			
			専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち非常勤専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち非常勤専任教員数	助手	非常勤教員
	ソーシャル・イノベーション研究科 ソーシャル・イノベーション専攻		21人	9人	5人	—人	11人	6人	4人	—人	—人	14人
	計		21人	9人	5人	0人	11人	6人	4人	0人	0人	14人
施設・設備等	区分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計	
	校舎敷地面積(三輪キャンパス)		—		31,528.0 m ²		0.0 m ²		0.0 m ²		31,528.0 m ²	
	運動場用地(三輪キャンパス)		—		0.0		0.0		0.0		0.0	
	校舎敷地面積(後町キャンパス)		—		0.0		0.0		0.0		0.0	
	運動場用地(後町キャンパス)		—		1,400.0		0.0		0.0		1,400.0	
	校地面積計(大学全体)		9,600.0 m ²		32,928.0		0.0		0.0		32,928.0	
	その他(三輪キャンパス)		—		0.0		0.0		0.0		0.0	
	その他(後町キャンパス)		—		7,321.0		0.0		0.0		7,321.0	
	区分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計	
	校舎面積計(三輪キャンパス)		—		20,013.0 m ²		0.0 m ²		0.0 m ²		20,013.0 m ²	
校舎面積計(後町キャンパス)		—		0.0		0.0		0.0		0.0		
校舎面積計(大学全体)		7,035.3 m ²		20,013.0		0.0		0.0		20,013.0		
教員研究室	学部・研究科等の名称		室数									
	グローバルマネジメント学部		37室									
	健康発達学部		35									
	健康栄養科学研究科		2									
教室等施設	区分		講義室		演習室		実験演習室		情報処理学習施設		語学学習施設	
	三輪キャンパス教室等施設		14室		14室		18室		1室		2室	
	後町キャンパス教室等施設		1		0		0		0		0	
	—		—		—		—		—		—	
図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積		閲覧座席数							
	長野県立大学図書館		1,555.0 m ²		133席							
	図書館等の名称		図書(うち外国書)		学術雑誌(うち外国書)		電子ジャーナル(うち国外)					
	長野県立大学図書館		117,288 [10,976] 冊		59 [5] 種		23 [22] 種					
計		117,288 [10,976]		59 [5]		23 [22]						
体育館	区分		面積									
	三輪キャンパス		772.0 m ²									

【注】

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください(通信教育課程を含む)。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程(大学設置基準第42条の3の2)を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学位課程(大学設置基準第10章)を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学位課程を設置していない場合は「学士課程」、専門職学位課程を設置している場合は「学士課程(専門職学位等含む)」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等(〇〇)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数(及び「うち教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程(大学設置基準第42条の3の2)に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程(専門職学位等含む)」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めません。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。

- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ことに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「○○学部○○専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「一」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所周地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
グローバルマネジメント学部	グローバルマネジメント学科(昼間)	志願者数	655	860	623	658	701	105.1%	
		合格者数	222	425	239	225	224		
		入学者数(A)	175	172	190	173	183		
		入学定員(B)	170	170	170	170	170		
		入学定員充足率(A/B)	102.9%	101.2%	111.8%	101.8%	107.6%		
		在籍学生数(C)	516	682	715	727	742		
		収容定員(D)	510	680	680	680	680		
収容定員充足率(C/D)	101.2%	100.3%	105.1%	106.9%	109.1%				
学部合計		志願者数	655	860	623	658	701	105.1%	2018年度設置、 2021年度完成
		合格者数	222	425	239	225	224		
		入学者数(E)	175	172	190	173	183		
		入学定員(F)	170	170	170	170	170		
		入学定員充足率(E/F)	102.9%	101.2%	111.8%	101.8%	107.6%		
		在籍学生数(G)	516	682	715	727	742		
		収容定員(H)	510	680	680	680	680		
収容定員充足率(G/H)	101.2%	100.3%	105.1%	106.9%	109.1%				
健康発達学部	食健康学科(昼間)	志願者数	153	155	156	165	167	102.7%	
		合格者数	33	35	34	34	36		
		入学者数(I)	30	30	32	32	30		
		入学定員(J)	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率(I/J)	100.0%	100.0%	106.7%	106.7%	100.0%		
		在籍学生数(K)	91	121	123	124	124		
		収容定員(L)	90	120	120	120	120		
	収容定員充足率(K/L)	101.1%	100.8%	102.5%	103.3%	103.3%			
	こども学科(昼間)	志願者数	207	189	157	162	179	103.0%	
		合格者数	46	48	44	45	44		
		入学者数(M)	40	41	42	41	42		
		入学定員(N)	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率(M/N)	100.0%	102.5%	105.0%	102.5%	105.0%		
		在籍学生数(O)	121	161	164	166	166		
収容定員(P)		120	160	160	160	160			
収容定員充足率(O/P)	100.8%	100.6%	102.5%	103.8%	103.8%				
学部合計		志願者数	360	344	313	327	346	102.9%	2018年度設置、 2021年度完成
		合格者数	79	83	78	79	80		
		入学者数(Q)	70	71	74	73	72		
		入学定員(R)	70	70	70	70	70		
		入学定員充足率(Q/R)	100.0%	101.4%	105.7%	104.3%	102.9%		
		在籍学生数(S)	212	282	287	290	290		
		収容定員(T)	210	280	280	280	280		
		収容定員充足率(S/T)	101.0%	100.7%	102.5%	103.6%	103.6%		

研究科名	専攻名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
健康栄養科学研究科	健康栄養科学専攻(修士課程)	志願者数	—	—	7	6	3	100.0%	
		合格者数	—	—	6	6	3		
		入学者数(Y)	—	—	6	6	3		
		入学定員(Z)	—	—	5	5	5		
		入学定員充足率(Y/Z)	—	—	120.0%	120.0%	60.0%		
		在籍学生数(AA)	—	—	6	12	14		
		収容定員(AB)	—	—	5	10	10		
収容定員充足率(AA/AB)	—	—	120.0%	120.0%	140.0%				
研究科合計		志願者数	0	0	7	6	3	100.0%	2022年度設置、 2023年度完成
		合格者数	0	0	6	6	3		
		入学者数(AC)	0	0	6	6	3		
		入学定員(AD)	0	0	5	5	5		
		入学定員充足率(AC/AD)	—	—	120.0%	120.0%	60.0%		
		在籍学生数(AE)	0	0	6	12	14		
		収容定員(AF)	0	0	5	10	10		
収容定員充足率(AE/AF)	—	—	120.0%	120.0%	140.0%				
ソーシャル・イノベーション研究科	ソーシャル・イノベーション専攻(専門職学位課程)	志願者数	—	—	27	12	9	113.3%	
		合格者数	—	—	16	12	7		
		入学者数(AG)	—	—	16	12	6		
		入学定員(AH)	—	—	10	10	10		
		入学定員充足率(AG/AH)	—	—	160.0%	120.0%	60.0%		
		在籍学生数(AI)	—	—	16	28	20		
		収容定員(AJ)	—	—	10	20	20		
収容定員充足率(AI/AJ)	—	—	160.0%	140.0%	100.0%				
研究科合計		志願者数	0	0	27	12	9	113.3%	2022年度設置、 2023年度完成
		合格者数	0	0	16	12	7		
		入学者数(AK)	0	0	16	12	6		
		入学定員(AL)	0	0	10	10	10		
		入学定員充足率(AK/AL)	—	—	160.0%	120.0%	60.0%		
		在籍学生数(AM)	0	0	16	28	20		
		収容定員(AN)	0	0	10	20	20		
収容定員充足率(AM/AN)	—	—	160.0%	140.0%	100.0%				

<編入学>

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	備考
グローバルマネジメント学部	グローバルマネジメント学科(昼間)	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(3年次)	—	—	4	0	5	
		入学定員(3年次)	—	—	0	0	0	
		入学者数(4年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(4年次)	—	—	—	—	—	
学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	0	0	4	0	5	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。